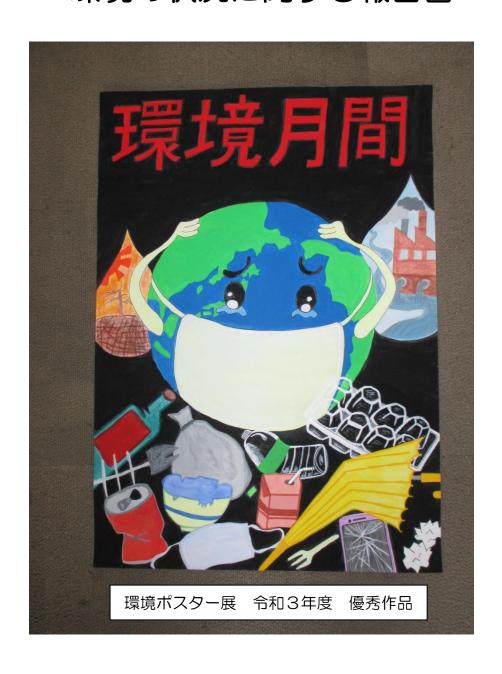
令和4年度版(令和3年度)

環境の状況に関する報告書



愛知県碧南市

はじめに



本市では、人と地球に優しい生活環境づくりを目指して、平成16年3月に碧南市環境基本計画を策定し、令和3年3月には環境保全活動の更なる推進に向けて、市民・事業者・行政が一体となり、それぞれの役割の元での実践と協働による取り組みに向けた新たな指針として、第3次碧南市環境基本計画を策定しました。

本市は、母なる川「矢作川」、県下唯一の天然湖沼である「油ヶ淵」、そして豊かな衣浦の海と水に恵まれた風土の中で、歴

史、文化及び産業等を築き上げてまいりました。

この間の社会を取り巻く環境としましては、大量生産、大量消費及び大量廃棄による環境負荷の増大、都市化の進展による公害問題、地球温暖化による影響、野生生物の種の減少等、様々な問題が生じています。

これらの多様化する環境問題に対応するため、市内の大気・水質・騒音・振動等の調査、 清掃活動や啓発発動などの市民参加型の環境保全活動、近隣市や関係団体と連携した活動 等、環境基本計画に基づき市民の方々や事業者の方々とともに様々な施策を展開している ところであります。

今後も、環境に配慮した持続可能な社会の構築を目指して、市民・事業者・行政の三者が一体となって、「やろまい つくろまい 環境のまち 碧南」の実現に向けて、諸施策の推進に取り組んでまいります。

この冊子は、令和3年度における本市の環境の状況と諸施策を取りまとめたものです。 これにより碧南市の環境の状況を把握していただくとともに、みなさまの環境保全の取り 組みの参考となれば幸いに存じます。

令和4年10月

碧南市長 補冝田政信

	令和4年度版(令和3年度)碧南市環境の状況に関する報告書 目次
第1	市の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3
第2	環境の状況
1	環境の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2	大 気 ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
3	水 質 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
4	騒音・振動 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5	悪 臭 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
第3	公害苦情
1	公害苦情の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2	公害苦情の受付状況 ・・・・・・・・・・・・・ 26
第4	環境基本計画 (リーディングプロジェクト)
1	自然環境の保全・共生 ・・・・・・・・・・・・・ 28
2	まちづくり・ライフスタイル ・・・・・・・・・・ 31
3	ひとづくり・環境意識への種まき ・・・・・・・・ 33
4	資源循環・低炭素 ・・・・・・・・・・・・・ 35
第5	生活排水対策推進計画
1	生活排水対策推進計画の目標 ・・・・・・・・・・ 37
2	生活排水対策推進計画の進捗状況 ・・・・・・・・・ 37
第6	碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
1	温室効果ガス排出量の削減目標 ・・・・・・・・・ 38
2	温室効果ガス排出量の現況と推移 ・・・・・・・・・ 38
3	地球温暖化防止に向けた基本施策 ・・・・・・・・・ 39
4	碧南市スマートハウス設備設置費補助事業 ・・・・・・・ 40
5	事業用次世代自動車購入費補助金 ・・・・・・・・・ 41
第7	碧南市生物多様性地域戦略
1	碧南市生物多様性地域戦略に関する施策 ・・・・・・・ 42
第8	公害防止に関する協定
1	業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況・・・・・・・ 43
2	公害防止協定締結事業場一覧・・・・・・・・・・・ 44
第9	碧南市環境審議会
1	設置目的等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
2	令和3年度の会議開催状況 ・・・・・・・・・・・ 47
3	碧南市環境審議会委員 ・・・・・・・・・・・・・ 47
第1	0 資料
1	環境基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
2	用語解説 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
表紙	環境ポスター展 令和3年度 優秀作品

第1 市の概要

1 市の概要

碧南市は、県庁所在地の名古屋市から40km圏内に位置しています。北は油ヶ淵、東は矢作川、西・南は衣浦港と、周囲を水に囲まれ、碧海台地と矢作川沖積地からなっており、地形的には標高約10mの平坦地です。

碧南市は昭和23年、新川町、大浜町、棚尾町、旭村の4か町村が合併し、愛知県で10番目の市として誕生、昭和30年には明治村大字西端を合併しています。昭和32年に衣浦港が重要港湾の指定を受けてから、臨海工業地域としてめざましい発展を遂げました。平成22年8月には全国重要港湾の内でも、集中的に施設整備を行う重点港湾にも選定されました。

窯業、鋳造、醸造などの伝統産業と近代的な輸送用機器関連産業などがバランスよく 存在しているだけでなく、商業、工業、農業、漁業が調和のとれた産業構造となってい ます。

本市の将来像として「新たな力とともに創る 笑顔と元気のみなとまち へきなん」を令和3年3月策定の第6次碧南市総合計画の基本構想に掲げ、市民の皆様が「住んでよかった」「ずっと住み続けたい」と思っていただけるようなまちづくりを積極的に推進しています。

市制施行 昭和23年4月5日

市の位置 碧南市松本町28番地

北緯34度53分05秒

東経136度59分37秒

海抜 6.9 m

市の面積 35.86km² (令和2年 3月31日現在)

市の人口 73,180人 (令和2年 3月31日現在)

市の世帯数 29,297世帯 (令和2年 3月31日現在)

市の木 カシ (昭和47年10月20日制定)

市の花 ハナショウブ (昭和47年10月20日制定)



2 市の産業構造 (産業別事業所数)

業種	事業所数 (所)
農林漁業	8
鉱業	2
建設業	3 2 6
製造業	6 2 4
電気ガス熱供給水道業	9
情報通信業	5
運輸業、郵便業	7 4
卸売業、小売業	7 4 0
金融業、保険業	5 2
不動産、物品賃貸業	1 3 2
学術研究、専門・技術サービス業	9 9
宿泊業、飲食サービス業	2 9 1
生活関連サービス業、娯楽業	2 1 8
教育、学習支援業	101
医療、福祉	2 2 2
複合サービス事業	1 4
サービス業<他に分類されないもの>	182
公務	_
事業内容等不詳	3 9
総事業所数	3, 138

資料:平成28年経済センサスー活動調査(平成28年6月1日現在)

3 土地の利用状況

	区		分		平	成30年3	月20	日	碧南市	5告示第	8号
			ガ		面積	(h a)		柞	構成比	(%)	
市	街	化	区	域	2,	1 1 7	1 0	0.	1	59.	0
	第一種但	S 層住居	再用地	地域		7 5		3.	5	2.	1
-	第一種中	『高層住	:居専用	地域		266	1	2.	6	7.	4
市	第二種中	□高層住	:居専用	地域		2 5		1.	2	0.	7
街	第一種自	E居地域	रें			493	2	3.	3	13.	7
化区	第二種自	E居地域	रें			1 9		0.	9	0.	5
域	準住居地	地域				3 3		1.	6	0.	9
りの	近隣商業	(地域				1 1 1		5.	2	3.	1
内内	商業地域	k̄				1 8		0.	9	Ο.	5
訳	準工業均	地域				390	1	8.	4	10.	9
н/ С	工業地域	₹				2 5		1.	2	0.	7
	工業専用	地域				6 6 2	3	1.	3	18.	5
市往	市街化調整区域				1,	4 6 9	_		-	41.	0
都市	方計画区域	以面積			3,	5 8 6	_			100.	0

資料 : 都市計画の概要

第2 環境の状況

1 環境の概要

昭和30年代後半に始まる経済の高度成長期において、大気汚染・水質汚濁を始めとする環境の悪化が著しく進行しました。住民の健康を保護し、良好で快適な生活環境を保全するために、国をあげて公害防止・環境保全対策を推進してきた結果、近年では全般的に改善されてきています。しかし、産業構造の変化、消費の多様化等に伴い、地球温暖化を始めとする地球的規模の環境問題についても、身近な問題となっています。

市内における大気、水質、騒音等の調査結果では、油ヶ淵のCODを除き、すべての 調査地点で環境基準を下回り、横ばい傾向です。感覚公害に係る苦情件数は、ここ数年 横ばいの傾向です。

2 大 気

(1) 環境の状況

市内の大気状況を把握するために大気汚染測 定所を設置し、窒素酸化物などの大気汚染物質の 連続測定を行っています。

また、年4回のダイオキシン類調査も行っています。



測 定 地 点	調査機関	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	ダイオキシン類	風向・風速	備考
西端大気汚染測定所	碧南市	0	0			0	一般局
碧南市役所 庁舎東駐車場	岩闸川				\circ		_
碧南市文化会館測定所							自動車排出
石田中人山云昭例足川	愛知県			U			ガス測定局
碧南市川口町測定所		\circ	0	0			一般局

ア 窒素酸化物(NOx)

窒素酸化物は、燃料や空気に含まれる窒素が燃焼することで発生します。その発生源は、工場・自動車・家庭生活など多種多様に及びます。窒素酸化物が高濃度の場合には、人の呼吸器系統へ悪影響を及ぼしたり、酸性雨の原因となったり、光化学オキシダントの大気汚染にも大きく関与しています。

窒素酸化物の低減対策は、大気汚染防止法による排出規制、自動車排ガス規制の 強化等によって実施されています。

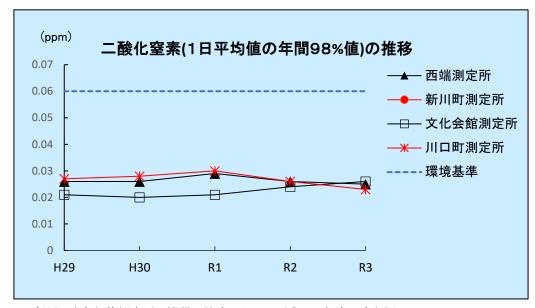
本市では、昭和53年度から自動測定機を用いて測定しており、ほぼ横ばい状態

で推移しています。窒素酸化物の一種である二酸化窒素の環境基準は「年間にわたる1時間値の1日平均値のうち低いほうから98%目に相当するものが0.06pm以下であること」とされています。令和3年度はすべての測定局で環境基準を満たしています。

(単位: p p m)

二酸化窒素(1日平均値の年間98%値)の推移

測定地点等	調査機関	年度								
例足地点等	前	H 2 9	Н30	R 1	R 2	R 3				
西端大気汚染測定所	碧南市	0.026	0.026	0.029	0.026	0.025				
新川町大気汚染測定所	岩	—	—	—	—	—				
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.021	0.020	0.021	0.024	0.026				
碧南市川口町測定所	愛 却	0.027	0.028	0.030	0.026	0.023				



※新川町大気汚染測定所は機器の故障により、平成28年度以降欠測。

イ 浮游粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質は、粒径10マイクロメートル(1マイクロメートルは1mmの1/1,000)以下のものをいいます。土砂の巻き上がり等自然的に発生するもの、工場・事業場で使用する石炭・石油系燃料や廃棄物の燃焼等によるものや、自動車から排出されるものなどがあり対策を困難にしています。浮遊粒子状物質が高濃度の場合には、視界が悪くなるといったことだけでなく、呼吸器に悪影響を及ぼします。

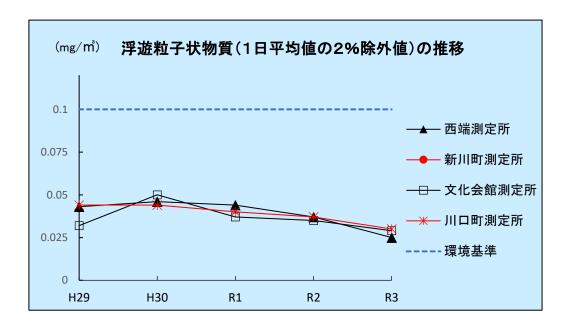
浮遊粒子状物質の低減対策は、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で、ばい煙発生施設、粉じん発生施設を対象とした排出規制の強化及び自動車排ガス規制等によって実施されています。

本市では、昭和52年度から自動測定機を用いて測定しています。測定開始時から環境基準を満たさない状態が続いていましたが、両測定局ともに平成11年度以降は基準を満たしています。

環境基準は「1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること」とされています。また、評価方法は測定日1日の結果を環境基準に照らし合わせた短期的評価と年間にわたる調査結果を基準と照らし合わせた長期的評価(評価方法の詳細はP.46)があり、それぞれに基づいて評価をします。令和3年度は、環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質(1日平均値の年間2%除外値)の推移 (単位:mg/ m³)

測定地点等	調査機関	年度								
例足地点等	明且假制	H 2 9	Н30	R 1	R 2	R 3				
西端大気汚染測定所	碧南市	0.043	0.046	0.044	0.037	0.025				
新川町大気汚染測定所	沿 角川	_	_	_	_	_				
碧南市文化会館測定所	愛知県	0.032	0.050	0.037	0.035	0.029				
碧南市川口町測定所	发和乐	0.044	0.044	0.040	0.037	0.030				



※新川町大気汚染測定所は機器の故障により、平成28年度以降欠測。

ウ 光化学オキシダント (Ox)

光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙に含まれる窒素酸化物や揮発性有機化合物(VOC)が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こすと発生し、高濃度になると白くモヤがかかった光化学スモッグと呼ばれる状態になることがあります。

光化学スモッグは、4月から10月にかけて、気温が高くなり、風が弱くて、日 差しの強い日に発生しやすくなり、「目がチカチカする」、「涙が出る」、「のどが痛い」、「息苦しくなる」といった症状が出る可能性があります。

本市では、西三河区域で光化学スモッグ予報・注意報・警報・重大警報が発令された場合、ただちに「へきなん防災メール」で皆さまに注意喚起をしています。発令時は屋外での運動は避け、なるべく外出しないようにして下さい。

なお、愛知県内においてこれまで警報・重大警報が発令されたことはありません。

(単位:件)

項目	年度							
世 日 	H 2 9	H30	R 1	R 2	R 3			
光化学スモッグ予報・注意報の発令件数	0	1	1	0	0			

エ 大気中ダイオキシン類

ダイオキシン類は、物の燃焼等の過程で非意図的に生成され、その毒性は、一般毒性・発がん性・生殖毒性・免疫毒性など多岐にわたっています。

本市では、平成10年度から大気中のダイオキシン類の調査を行っています。環境基準は「年平均値が0.6 pg $-TEQ/m^3$ 以下であること」とされています。令和2年度は、環境基準を満たしています。

なお、平成29年度から測定地点を碧南市役所庁舎東駐車場に変更しています。



大気中ダイオキシン類年平均値の推移

(単位: $pg-TEQ/m^3$)

 測定地点	調査機関			年度		
例足地点		H 2 9	Н30	R 1	R 2	R 3
碧南市保健センター屋上	碧南市	-	_	_	_	_
碧南市役所 庁舎東駐車場	碧南市	0.024	0.017	0.023	0.024	0.023

オ 風向・風速測定

風向・風速測定は、大気汚染監視の一環として西端の 測定所に風向・風速計を設置し測定しています。

これは気象の条件によって起こる汚染物質の拡散と 運搬を考慮し、大気汚染のメカニズムをより深く理解 することを目的としています。



(2) 調査結果(市測定結果のみ)

ア 二酸化窒素 (NO2)

浿	定地点	有効測 定日数	測定時間	平均値	1時間 値の最 高値	日平均 値の最 高値	1時間値 20pp えた時間 数とその	mを超	1時間値 10pp 0.20 以下の時 その割合	m以上 p p m 間数と	日平均値 06pp えた時間 数とその	mを超	日平均値 04pp 0.06 以下の日 の割合	m以上 ppm	日平均の 年間 9 8 %値	98%値評 価による日 平均値が 0.06p pmを超え た日数
		(目)	(時間)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(日)	(%)	(ppm)	(目)
	4月	30	714	0.007	0.028	0.015	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	5月	31	738	0.007	0.023	0.012	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	6月	30	714	0.006	0.025	0.011	0	0	0	0	0	0	0	0		0
西	7月	31	738	0.006	0.018	0.012	0	0	0	0	0	0	0	0		0
端大	8月	26	670	0.005	0.023	0.011	0	0	0	0	0	0	0	0		0
気	9月	0	0	0.000	0.000	0.000	0	0	0	0	0	0	0	0		0
汚染	10月	30	724	0.008	0.028	0.017	0	0	0	0	0	0	0	0		0
測	11月	30	713	0.013	0.046	0.027	0	0	0	0	0	0	0	0		0
定	12月	31	738	0.015	0.045	0.027	0	0	0	0	0	0	0	0		0
所	1月	31	738	0.012	0.041	0.023	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	2月	28	668	0.013	0.039	0.021	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	3月	30	727	0.012	0.039	0.026	0	0	0	0	0	0	0	0		0
	年間	328	7882	0.009	0.046	0.027	0	0	0	0	0	0	0	0	0.025	0

イ 浮遊粒子状物質 (SPM)

測	測定地点		測定時間	平均値		50.20mg とた時間数	日平均値が0.10mg /m³を超えた日数と その割合		1時間値 の最高値	日平均値 の最高値	日平均の 2%除外 値	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日 が2日以上連続し たことの有無	環境基準の長期的 評価による日平均 値が0.10mg/m ³ を超えた日数
		(目)	(時間)	(mg/m³)	(時間)	(%)	(時間)	(%)	(mg/m³)	(ng∕m³)	(mg/m³)	有×・無〇	(目)
	4月	30	719	0.016	0	0.0	0	0.0	0.064	0.047			
	5月	31	742	0.018	0	0.0	0	0.0	0.077	0.034			
	6月	30	718	0.017	0	0.0	0	0.0	0.053	0.027			
西	7月	31	742	0.017	0	0.0	0	0.0	0.056	0.028			
端大	8月	28	707	0.016	0	0.0	0	0.0	0.063	0.030			
気	9月	20	492	0.018	0	0.0	0	0.0	0.082	0.034			
汚染	10月	30	714	0.010	0	0.0	0	0.0	0.041	0.021			
測	11月	30	719	0.011	0	0.0	0	0.0	0.040	0.023			
定	12月	30	725	0.011	0	0.0	0	0.0	0.052	0.025			
所	1月	30	725	0.007	0	0.0	0	0.0	0.054	0.018			
	2月	28	670	0.008	0	0.0	0	0.0	0.037	0.021			
	3月	29	721	0.016	0	0.0	0	0.0	0.053	0.030			
	年間	347	8394	0.014	0	0.0	0	0.0	0.082	0.047	0.025	0	0

ウ 光化学オキシダント(Ox)

7 7515174 (4 7 7 1 (6 11)															
項目	発令基準		令和3年										令和4年		
項目	光 7 左 华	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3月	合計	
予報件数	0.08p pm以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	О	
注意報件数	0.12p	0	0	0	0	0	0	0	0	O	0	0	0	0	

エダイオキシン類

(単位: p g - T E Q / m³)

(単位:件)

項目・時期	環境基準	年平均値	R 3.7月 (春季)	_	R 4. 1月 (冬季)	_
ポリ塩化ジベンゾーパラージ オキシン(PCDDs)	_	_	0.007	_	0.006	_
ポリ塩化ジベンゾフラン(P CDFs)			0.013	_	0.013	_
コプラーナPCB(Co-P CBs)			0.003	_	0.002	_
ダイオキシン類	0.6	0.023	0.024	_	0.022	_

※TEQは、毒性等価換算濃度であり、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則で定める毒性等価係数により換算。

オ 風向・風速

(単位: m/s)

亚地	大気汚染測定所					令和3年	Ē				,	令和4年	Ē	主風向
四地。	八风行柴侧足川	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	土畑川
風向	最多風向	北北西	北北西	南	南	南	南東	北	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西	北北西
風速	時間値の最高値	98	100	6 9	63	110	6 1	9 3	9 0	9 4	9 7	9 9	8 7	
火火	日平均値の最高値	5 3	5 0	4 1	3 1	5 8	3 7	5 6	4 5	5 2	5 6	6 1	5 5	

3 水 質

(1) 水質の状況

公共用水域の水質の環境基準は、人の健康に被害を生じるおそれのあるカドミウム等の汚染物質を健康項目、生物の生活環境へ影響を与えるBOD等の指標を生活項目と分類しています。健康項目の調査結果が良好であるのに対し、生活項目では環境基準を超える数値が測定されています。衣浦港及び油ヶ淵は、水の入れかわりが少なく、滞留しやすい閉鎖性水域です。窒素・リン等の栄養塩類による汚濁負荷量の増加に伴い、富栄養化状態が進行し、水質が悪化しやすい特質を持っていることが原因と思われます。

ア 健康項目

健康項目である9項目(シアン、六価クロム、鉛、カドミウム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、PCB、陰イオン界面活性剤)について、9調査地点で年2回調査した結果、すべての地点で環境基準を満たしていました。

イ 生活項目

(ア) 河 川

市内の主な調査河川は、矢作川水域(矢作川・鹿乗川) と境川水域(長田川・新川・高浜川)に大別されます。 河川はBODを代表的指標とし、75%水質値をもっ て汚濁状況を判断します。

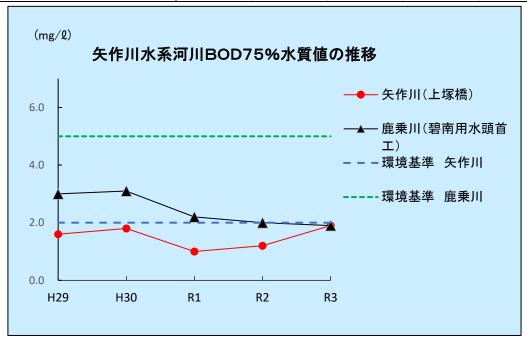


環境基準は、矢作川が $2 m g / \ell$ 以下、長田川が $3 m g / \ell$ 以下、鹿乗川、新川及び高浜川が $5 m g / \ell$ 以下とされています。

矢作川水系河川BOD75%水質値の推移

(単位:mg/l)

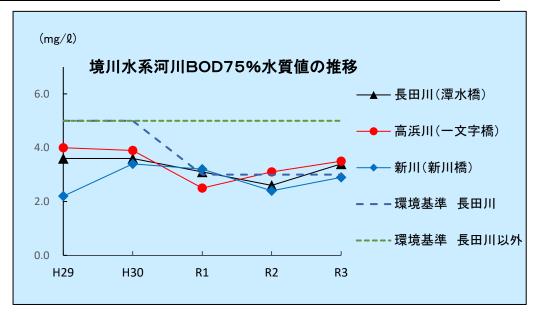
测学批点			年度		
測定地点	H 2 9	Н30	R 1	R 2	R 3
矢作川 (上塚橋)	1. 6	1. 8	1. 0	1. 2	1. 9
鹿乗川 (鹿乗川頭首工)	3. 0	3. 1	2. 2	2. 0	1. 9



境川水系河川BOD75%水質値の推移

測定地点			年度		
例足地点	H 2 9	Н30	R 1	R 2	R 3
長田川 (潭水橋)		3. 6	3. 1	2. 6	3. 4
高浜川 (一文字橋)	4. 0	3. 9	2. 5		3. 5
新川 (新川水門橋)	3. 4	3. 2	2. 0	2. 4	2. 9

(単位:mg/ℓ)

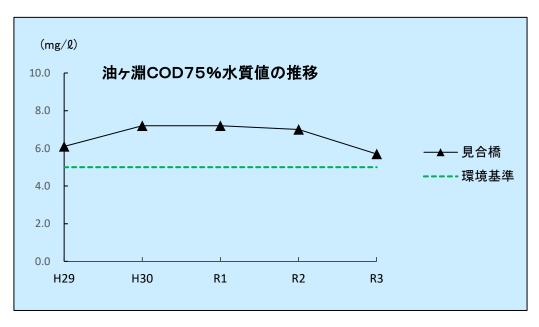


(4) 湖沼

湖沼は、CODを代表的指標とし、75%水質 値をもって汚濁状況を判断します。

油ヶ淵では見合橋で測定しています。環境基準 は5mg/0以下とされています。令和3年度も基 準を満たしていませんでした。





(ウ) 海域

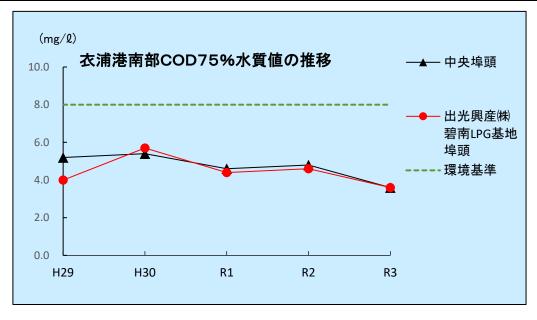
海域は、湖沼同様CODを代表的指標とし、75%水質値をもって汚濁状況を 判断します。

衣浦港内では2地点で測定を実施しています。環境基準は $8 m g / \ell$ 以下とされています。令和3年度も環境基準を満たしていました。

衣浦港南部COD75%水質値の推移

(単位:mg/l)

測定地点			年度		
例是地点	H 2 9	Н30	R 1	R 2	R 3
中央埠頭	5. 2	5. 4	4. 6	4.8	3. 6
出光興産㈱碧南LPG基地埠頭	4. 0	5. 7	4. 4	4.6	3. 6



(2) 調査結果

ア 健康項目調査結果一覧

(4) 健康項目及びその他調査結果

(=) (C)3(1/15																			
			シラ	アン	六価:	クロム	金	\ H	カド	シウム	S	素	全刀	k 銀	アルキ	ル水銀	Р (СВ	亜	鉛	陰イオン界ⅰ	面活性剤
該当類型	河川名等	調査地点	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/1)	(mg	g/1)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/l)	(mg	g/l)
			R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年	R.3年
			5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月	5月	10月
河川A	矢作川	上塚橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.016	<0.001	0.01	<0.01
河川B	長田川	潭水橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.110	0.015	0.02	0.01
河川C	高浜川	一文字橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.037	0.002	0.02	0.01
"	新川	新川橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.047	0.013	0.03	0.01
		碧南用水																				
"	鹿乗川	頭首工	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.037	0.004	0.01	0.01
未指定	堀川	源氏水門	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.079	0.073	0.05	0.05
湖沼B	油ヶ淵	見合橋	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.064	0.001	0.01	0.01
海域C	衣浦湾	中央埠頭	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.014	0.005	0.01	<0.01
		出光興産㈱	_	-	_																	
		碧南LPG																				
"	"	基地ふ頭	<0.1	<0.1	<0.01	<0.01	<0.005	<0.005	<0.001	<0.001	<0.005	<0.005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.045	0.004	0.01	<0.01
																			河川•湖泊	四·未指定		
環	境 基 準		検出され	ないこと	0.05mg	g/I以下	0.01mg	g/I以下	0.003m	g/l以下	0.01mg	g/l以下	0.0005m	ng/l以下	検出され	ないこと	検出され	ないこと		ng/l以下	基準	なし
																			海域生	物A		
																			0.02m	ng/l以下		

亜鉛についての環境基準は水生生物保全に係る環境基準(平成15年11月5日告示により追加設定)である。

イ 生活項目調査結果一覧

(1) 生活項目調査結果

ΡН BOD(mg/l) COD(mg/l) S S(mg/l)D O(mg/l)該当類型 河川名等 調查地点 不適 不適 不適 不適 m m m /n 合率 最小值~最大值 最小値~最大値 75% / 1 最小値~最大値 75% 最小値~最大値 75% / n 合率 最小值~最大值 /n 合率 合率 合率 (%)(%) (%) (%) (%) (平均値) (平均値) (平均値) (平均値) (平均値) $7.9 \sim 12.6$ $7.5 \sim 7.9$ $0.6 \sim 2.9$ $1.6 \sim 5.6$ $1 \sim 33$ 河川A 矢作川 上塚橋 /12 0.0% 1.9 3.0 /12 16.7% (5)/12|0.0%(9.9)(7.7)/12|16.7%(1.7)(2.9) $7.2 \sim 7.7$ $1.4 \sim 3.8$ 2~21 $6.3 \sim 9.7$ $3.7 \sim 7.7$ 河川 B | 長田川 | 潭水橋 /12 0.0%(7.4)/12|50.0%(2.9)3.4 (5.2)5.9 /12 0.0% (9)13 /12 0.0% (7.9) $7.2 \sim 8.6$ $1.9 \sim 5.6$ $3.9 \sim 6.9$ $2 \sim 40$ $5.2 \sim 14.1$ 河川С高浜川 (7.9)(3.3)3.5 一文字橋 /12|8.3%/12|16.7%(5.2)5.6 | 12 | 0.0%(11)12 / 12 0.0% (9.8) $7.2 \sim 8.2$ $1.4 \sim 5.1$ $3.2 \sim 6.2$ $1 \sim 10$ $3.6 \sim 12.0$ 新 川 新川橋 /12 0.0% (7.8)/12 8.3% 2.9 (5)/12 8.3% (2.7)(4.6)5.1 / 12 | 0.0%(7.5)IJ 碧南用水 $3 \sim 28$ $6.6 \sim 10.5$ $7.1 \sim 7.7$ $1.4 \sim 3.6$ $3.0 \sim 6.7$ 鹿 乗 川 頭首工 /12|0.0%(7.4)∕12 8.3% (2.3)2.7 (4.5)4.9 /12 0.0% (10)10 /12|0.0%(8.3) $7.5 \sim 8.0$ $1.3 \sim 3.8$ $2.6 \sim 15$ 2~49 $4.4 \sim 10.1$ 未指定 堀 川 源氏水門 (6.8)/12|0.0%(7.8)/12|25.0%(2.5)3.0 (7.1)8.0 /12 0.0% (11)/12|16.7% $2.0 \sim 11.0$ $7.1 \sim 8.7$ $4.2 \sim 6.8$ $2 \sim 44$ $6.8 \sim 13.7$ 見合 橋 (7.9)(3.6)3.6 /12 58.3% 5.7 / 12 | 33.3% 18 /12 0.0% 湖 沼 B│油 ヶ 淵│ /12|16.7%(5.5)(15)(9.7) $7.8 \sim 8.9$ $1.7 \sim 6.3$ $2 \sim 29$ $6.0 \sim 14.2$ 海域C|衣浦湾 中央埠頭 /12|0.0%3.9 (8) /12|41.7%(8.3)(3.5)/12 0.0%(8.9)出光興産㈱ 3 $6.0 \sim 12.9$ $8.1 \sim 8.6$ $1.6 \sim 6.5$ $1 \sim 14$ 碧南LPG /12 0.0% /12 0.0% 基地ふ頭 3.6 IJ 12 25.0% (8.3)(3.4)(6) (8.5)河川A 6.5 ∼ 8.5 河川A 2 mg/l以下 河川A 25 mg/l以下 河川A 7.5 mg/l以上 河川B 河川B 河川B 3 mg/l以下 湖沼B 5 mg/l以下 河川B 5 mg/l以上 河川C 河川C 5 mg/l以下 海域C 8 mg/l以下 河川C 50 mg/l以下 河川C IJ 環境基準 未指定 未指定 河 川 未指定 未指定 基準なし 湖沼B 湖沼B 基準なし 未指定 湖沼B 15 mg/l以下 湖沼B 海域C 2 mg/l以上 海域C 7.0 ~ 8.3 海域C 基準なし 海域C 基準なし

その1

「75%値」とは、小さいものから順に並べたときの0.75×Y番目のデータ値をいう。Y:データ数

注「m/n」とは、「環境基準に合致しない検体数/調査実施検体数」である。

その2

							, ,				<u>その2</u>
3+ 7/ 水土 五/l		⇒⊞ * 116 ⊢	大腸菌群数(]	M P N / 10	0m1)	全リ:	/ (mg/]	_)	全 窒 差	素 (mg/l	_)
該当類型	河川名等	調査地点	最小値~最大値	75%値	平均值	最小値~最大値	75%値	平均值	最小値~最大値	75%値	平均值
河川B	矢 作 川	上塚橋	23~24,000	2, 200	3, 200	0.02~0.07	0.05	0.04	0.6~1.0	0.8	0.7
河川C	長田川	潭水橋	240~33,000	11, 000	8, 300	0.22~1.3	1. 1	0. 68	1.1~5.2	4.3	3. 3
"	高浜川	一文字橋	110~13,000	2, 200	2, 300	0.14~0.37	0. 29	0. 25	1.2~3.8	3. 0	2.3
"	新川	新川橋	<1.8~220,000	35, 000	45, 000	0.07~0.45	0. 29	0. 23	0.9~3.2	2.5	2.0
"	鹿 乗 川	碧南用水頭 首 工	240~240,000	17, 000	28, 000	0.15~0.31	0. 20	0.18	1.0~3.2	2.3	2.0
" (目標)	堀川	源氏水門	<1.8~79,000	1,700	7, 100	0.12~0.41	0.40	0.30	1.0~18.0	8.0	7. 3
湖沼B(V)	油ヶ淵	見合橋	140~13,000	3, 500	3,000	0.14~0.34	0. 25	0. 22	1.4~3.9	3. 2	2. 5
海域 C (IV)	衣 浦 湾	中央埠頭	<1.8~24,000	<1.8	20,000	0.05~0.19	0.14	0.10	0.2~1.1	1.0	0.7
IJ	IJ	出光興産㈱ 碧南LPG 基地ふ頭	<1.8∼21	<1.8	3	0.03~0.12	0.09	0.07	0.2~0.6	0. 5	0.4
環	境基	準	河川A 河川B	1000MN 5000MN	·		.1mg/1以7 .09mg/1以			mg/1以下 mg/1以下	
			河川 C ・湖沼 海域・未指定	基準	無し	河川 基	生準なし		河川 基	基準なし	

4 騒音・振動

(1) 騒音・振動の状況

騒音・振動の発生源は、工場・事業場の操業、建設作業、交通、飲食店の営業、家庭生活等、多種多様です。感覚的・心理的な面において、身近な公害でありながら解決の困難な公害の1つとなっており、毎年苦情原因の上位を占めています。

令和3年度は、市内における騒音把握のため環境騒音8地点、自動車騒音4地点の調査を実施しました。調査結果は、ほとんどが基準に適合していました。

ア 環境騒音

24時間調査を行い、昼間及び夜間の騒音の評価をしました。調査地点は一般地域の環境基準に係る地域の類型及びその面積・人口を勘案し、以下の8地点としています。調査結果は、昼間及び夜間ともに環境基準に適合していました。

(ア) 環境騒音調査結果の推移

(単位:dB)

New Tru							平均等	価騒音レ	ベル	
類型	用途地域	調査地点名	所在地	環境	基準			年度		
-No.						H29	H30	R1	R2	R3
A-1	第一種低層	碧南市哲学たい	坂口町	昼間	5 5	4 8	4 3	4 6	4 6	4 2
A-1	住居専用地域	けん村無我苑	2 - 3	夜間	4 5	3 6	3 8	3 9	3 6	3 2
A-2	第一種中高層	下 山 (八) 国	入船町	昼間	5 5	4 8	5 1	4 7	5 0	5 2
A-2	住居専用地域	下山公園	1 - 60	夜間	4 5	4 2	4 4	4 1	4 3	4 0
B-1	第一種住居地域	碧南市上水道	二本木町	昼間	5 5	4 5	4 9	4 6	4 7	4 5
B-1	弗一性住店地域 	第2配水場	4 - 37	夜間	4 5	4 1	42	43	3 9	4 1
B-2	第一種住居地域	碧南市	半崎町	昼間	5 5	4 9	5 3	4 9	5 1	4 6
D 2	第一个 第二百 地域	西端公民館	3 - 60	夜間	4 5	4 1	4 1	43	4 3	3 5
B-3	市街化調整区域	碧南市	前浜町	昼間	5 5	4 5	5 1	4 7	5 1	4 9
БЗ	印街记帆笼区域	前浜集落センター	1 - 80	夜間	4 5	3 9	4 5	3 8	4 2	3 8
C – 1	近隣商業地域	碧南市役所	松本町	昼間	6 0	5 3	5 4	5 3	4 7	5 3
C 1	近	庁舎西	2 8	夜間	5 0	4 4	4 4	4 6	4 0	4 5
C-2	準工業地域	踏分公園	踏分町	昼間	6 0	4 8	5 2	5 1	5 3	5 1
C - 2	半 上未地域	超刀公图	1-101-1	夜間	5 0	4 2	42	43	4 4	4 4
C – 3	準工業地域	若宮公園	若宮町	昼間	6 0	4 8	47	5 1	4 7	5 2
C – 3	半 上未地域	有貴公園	7 - 19	夜間	5 0	4 0	4 5	4 4	4 0	4 6

(注) 昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00



環境騒音調査(下山公園)



環境騒音調査(碧南市上水道第2配水場)

イ 自動車騒音

自動車騒音常時監視は、市内の幹線交通を担う道路に面する地域を対象に、自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間や道路構造などにより評価区間を分割し、その評価区間ごとに、対象となる地域内の住居等の環境基準適合状況を面的に評価します。自動車騒音常時監視地域は、(注) <u>幹線交通を担う道路</u>の道路端から両側50メートルの範囲内の住居等(商業・工業・事務所等専用の建物など、住居の用に供されない建物を除く)です。

令和3年度の本市の自動車騒音常時監視調査は、騒音の実測を国道247号線沿いの2地点と県道2地点で行いました。過年度調査結果を含めた評価区間内の全戸数3,086戸中昼夜ともに環境基準値以下は3,060戸でした。

なお、要請限度調査結果は、4地点とも基準を超過していませんでした。

(7) 自動車騒音の面的評価調査結果の推移

			年度									
	- 現 日		H 2 9	Н30	R 1	R 2	R 3					
評価	区間延長	Km	25.5	25.5	25.5	25.5	25.5					
評価	i区間数	区間	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5					
住居	¦等戸数	戸	3, 070	3,070	3,070	3,070	3,086					
評	昼夜とも基準値以下		98.9	98.9	99. 3	99.3	99.3					
価	昼のみ基準値以下	%	0.7	0.4	0.4	0.5	0. 2					
結	夜のみ基準値以下	7/0	0.3	0. 2	0.1	0. 0	0. 2					
果	昼夜とも基準値超過		0.1	0.5	0. 2	0. 2	0.5					

(注) 昼間(基準値70dB以下) は6:00-22:00、夜間(基準値65dB以下) は22:00-翌日6:00 (注) _____ は次に掲げる道路をいう。

- ・高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は両車線で4車線以上の区間)
- ・一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

(4) 路線別面的評価調査結果

路線等			1 一般	2 県道	3 県道	4 県道	5 県道	6 県道	7 県道	8 県道	9 県 道 碧
項目		全体	国道 247 号	安城碧南	米津碧南線	米津 碧南線	道場山安城線	道場山安城線	西尾新川港線	平坂福清水線	南高浜環状線
評価区間延長	Km	25.5	5. 0	3. 1	0.8	4. 3	1. 6	3. 5	1. 4	3. 0	2. 8
評価区間数	区	1 5	4	2	1	1	1	1	1	2	2
住居等戸数	戸	3, 195	296	5 4 5	134	748	238	200	188	307	539
昼夜とも	戸	3, 167	273	543	133	746	238	200	188	307	539
基準以下	%	99.1	92.2	99. 6	99. 2	99.8	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
昼のみ	Ĭ	5	4	1	0	0	0	0	0	0	0
基準以下	%	0. 2	1. 3	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
夜のみ	Ţ	8	6	1	0	1	0	0	0	0	0
基準以下	%	0.3	2. 0	0.2	0.0	0. 1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
昼夜とも	戸	1 5	1 3	0	1	1	0	0	0	0	0
基準超過	%	0.4	4.3	0.0	0.8	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注) 昼間(基準値70dB以下) は6:00-22:00、夜間(基準値65dB以下) は22:00-翌日6:00

(ウ) 自動車騒音の要請限度調査結果

(単位: d B)

			時間		平均等価騒音レベル						
No.	調査地点	路線名	区分	基準値			年度		·r		
			四刀		H29	H30	R1	R2	R3		
1	碧南市南部市民プラザ前	国道247	昼間	7 5	6 8	6 7	67	6 6	6 8		
1	(塩浜町7-135)	号線	夜間	7 0	63	63	62	63	6 1		
2	碧南市海浜水族館前	国道247	昼間	7 5	6 4	63	6 4	62	6.0		
Δ	(浜町2-3)	号線	夜間	7 0	6 1	5 9	6 0	5 7	5 5		
3	碧南市民病院	県道安城	昼間	7 5	_	68		—	_		
3	(平和町3-6)	碧南線	夜間	7 0		63	—	—	—		
4	東町内会館	県道米津	昼間	7 5	_	—		7 0	_		
4	(鷲塚町5-60)	碧南線	夜間	7 0	_	—		6 5	—		
5	日進公民館駐車場	県道米津	昼間	7 5	_	—	67	—	_		
Э	(日進町2-27)	碧南線	夜間	7 0	—	—	6 1	—	—		
6	秋葉神社	県道道場山	昼間	7 5	_	6 5		—	_		
О	(金山町4-6)	安城線	夜間	7 0		5 9		—			
7	碧南消防署北分署	県道道場山	昼間	7 5	_	—	—	7 0	_		
1	(三度山町2-27)	安城線	夜間	7 0		—		6 5	—		
0	碧南市鷲塚公民館	県道西尾	昼間	7 5	_	—	6 7	—	_		
8	(旭町2-66)	新川港線	夜間	7 0		—	5 9		—		
	碧南市文化会館北	県道平坂	昼間	7 5	_		—	—	6 4		
9	(源氏神明町4)	福清水線	夜間	7 0		—	_	—	5 7		
1.0	碧南市文化会館東	県道碧南	昼間	7 5		—	_	—	6 2		
10	(源氏神明町4)	高浜環状線	夜間	7 0	_	—	—	—	5 3		

(注) 時間区分の昼間は6:00-22:00、夜間は22:00-翌日6:00

(2) 騒音振動に関する施策

ア 規制基準

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例で規定する特定施設を設置している工場や事業所等は、敷地境界上における騒音、振動の規制基準が定められています。工場や事業所等はその規制基準を守ることが義務付けられています。

イ 届出状況

(7) 騒音·振動特定施設等

令和4年3月31日現在

(単位:台)

	騒音・振動特定施設等	騒音規制法 特定施設	振動規制法 特定施設	県民の生活理 に関す	
		17 人上加西市文	刊	騒音発生施設	振動発生施設
1	金属加工機械	4 4 6	2 3 4	906	3 8 3
2	圧縮機及び冷凍機	5 2 6	220	1,805	2, 028
3	土石用の破砕機等	2 1	5 0	165	151
4	織機	6 4	2 7	0	0
5	建設用資材製造機械	2	1	1	0
6	穀物用製粉機	9		4 7	5 6
7	木材加工機械	1 9	0	1 3	0
8	抄紙機	0	_	0	_
9	印刷機械	2 4	6	4	4
10	合成樹脂用射出成形機	9 6	9 8	175	175
11	鋳型造型機	8 8	5 2	5	5
12	ゴム練用ロール機等	-	0	_	2
13	ディーゼルエンジン等		—	5 5	6 7
14	送風機及び排風機			2, 343	2, 643
15	走行クレーン			149	-
16	洗びん機			0	_
17	真空ポンプ			103	
	届出施設合計	1, 295	688	5, 771	5, 514
	届出事業場数	1 6 0	109	260	293

⁽注)「一」は、届出対象外である。

(イ) 特定建設作業届出状況

令和4年3月31日現在

(単位:件)

	規制区分			県民の生活	5環境の保
	作業区分	騒音規制法	振動規制法	全等に関す	-る条例
	17条位力			騒音	振動
1	くい打ち機等を使用する作業	1 2	1 0	6	7
2	びょう打機を使用する作業	1	_	0	_
3	さく岩機を使用する作業	9 1	_	7	_
4	空気圧縮機を使用する作業	1 9		1 1	_
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	1		0	_
6	バックホウを使用する作業(出力80kW以上)	6 6		_	_
7	トラクラーショベルを使用する作業(出力70k	1			
1	W以上)	1			_
8	ブルドーザーを使用する作業(出力40kW以	6			
0	上)	U			
9	建築物を動力・火薬等で解体・破壊する作業			13	_
1 0	コンクリートミキサー車等を使用する作業	_	_	8 4	_
1 1	コンクリートカッターを使用する作業	_	_	109	_
1 2	バックホウ等を使用する作業(出力不問)	_	_	263	_
1 3	ロードローラー等を使用する作業		_	172	
1 4	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	_	0		0
1 5	舗装版破砕機を使用する作業		3		2
1 6	ブレーカーを使用する作業		7 0		1 2
	合計	197	8 3	6 6 5	2 1

【参考】 騒音・振動の大きさの目安

(単位: d B)

騒音の大きさ	目 安
1 0 0	電車の通るときのガードの下
9 0	交通量の激しい交差点
8 0	電車の車内・ピアノ・ステレオ
7 0	電話のベル・車の暖気運転・家庭用ボイラー
6 0	普通の会話・騒々しい事務所の中・クーラー
5 0	普通の事務所の中・真夜中の給排水音
4 0	市内の深夜・図書館の中
3 0	郊外の深夜・ささやき声
2 0	木の葉の触れ合う音・置き時計の秒針の音(前方1m)

(単位: d B)

振動の大きさ	目安	被害程度
9 0	人体に生理的影響が生じ始める	家屋の振動が激しく、すわりの悪いものは倒れる
8 0	産業職場で振動が気になる 深い睡眠にも影響がある	家屋が揺れ、つりさげの電灯や水面が動く
7 0	浅い睡眠に影響が出始める	一般の人たちにも感じ、戸、障子がかすかに動く
6 0	振動を感じ始める	静止している人や敏感な人に感じる程度。
5 0	ほとんど睡眠に影響はない	人体には感じないで、地震計に記録される程度
4 0	常時微動	八쒸には窓しないに、地展司に記跡される住及

5 悪 臭

(1) 悪臭に関する状況

私たちは生活様式、産業形態の多様化に伴い、多種多様な臭いに囲まれて生活しています。臭いは、時として私たちの心に清々しさや安らぎを与えるものである反面、不快感や嫌悪感を与えるものです。

悪臭の規制については、人の嗅覚を用いた「臭気指数規制」を導入しています。 また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、畜産関係、コーンスターチ製造業、鋳物製造業(シェルモールド法に限る)等の15業種の工場等は、悪臭物質の 排出状況について毎年届出が義務付けられています。

(2) 悪臭に関する施策

ア 規制基準

臭気指数規制

規制地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
敷地境界線(1号基準)	1 2	1 5	1 8
気体排出口(2号基準)	悪臭防止法施行規則	第6条の2に定める方	法により算出 ※1
排 出 水(3号基準)	2 8	3 1	3 4

※1 敷地境界以外の着地地点において1号基準以下になるために、気体排出口に おいて満たさなければならない値。

【参考】

<臭気指数の算定方法>

「臭気指数」は、問題となるにおいのついた空気や水をにおいが感じられなくなるまで薄めたときの希釈倍率「臭気濃度」から次式により算定します。

臭気指数 = $10 \times log_{10}$ (臭気濃度)

臭気濃度と臭気指数の関係

臭気濃度(希釈倍率)	1 0	1 6	3 2	6 4	100
臭 気 指 数	1 0	1 2	1 5	18	2 0

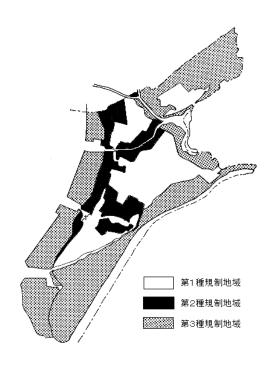
イ 届出状況

令和3年度 (単位:件)

	業種	事業 所数		業種	事業 所数
	ア. 豚房施設 (豚房の総面積が50㎡ 以上のもの)	4	7	ゴム製品製造業(加硫施設を有するもの)	1
1	イ. 牛房施設 (牛房の総面積が200 ㎡以上のもの)	О	8	石油化学工業 (カプロラクタムの製造 施設を有するもの)	0
1	ウ. 鶏を30,000羽以上飼育する もの	O	9	石油精製業	0
	エ. 鶉を20,000羽以上飼育する もの	O	1 0	製鉄業(溶鉱炉を有するもの)	0
2	飼育又は有機質肥料の製造(乾燥施設 をゆうするもの)	1	1 1	鋳物製造業 (シェルモールド法による もの)	16
3	コーンスターチ製造業	1	1 2	化製場(へい獣処理場等)	0
4	レーヨン製造業(紡糸施設を有するもの)	О	1 3	し尿処理施設	0
5	セロファン製造業(製膜施設を有するもの)	0	1 4	ごみ処理施設	1
6	クラフトパルプ製造業	0	1 5	終末処理場	1
	合			計	2 5

ウ 規制地域

第1種地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居
	専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地
	域、準住居地域、近隣商業地域
第2種地域	商業地域、準工業地域、工業地域、丸山町1丁目市街化調整区域の一部
第3種地域	工業専用地域、市街化調整区域(除 第2種地域である丸山町1丁目市
	街化調整区域の一部)



第3 公害苦情

1 公害苦情の状況

公害苦情は、工場や事業所等製造業に起因するものが多くありますが、日常生活に伴って生じるものなども増えてきており、複雑多岐に渡っています。

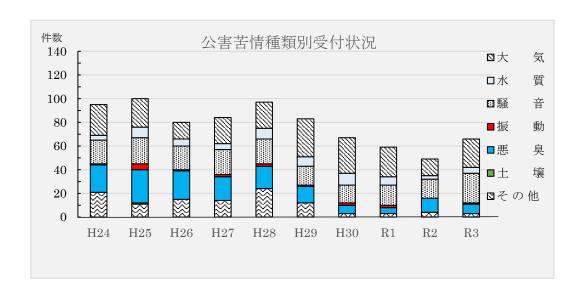
令和3年度に受け付けた公害苦情は66件で、住居系地域及び準工業地域で大気汚染、 騒音の苦情が占めています。公害苦情の解決のためには、事業者等の公害防止意識の向 上はもちろんのこと、日常生活に伴って生じる苦情については、法規制とは別に、良好 な隣人関係の確立、各自のモラルの向上が望まれます。

2 公害苦情の受付状況

(1) 公害苦情種類別受付件数

(単位:件)

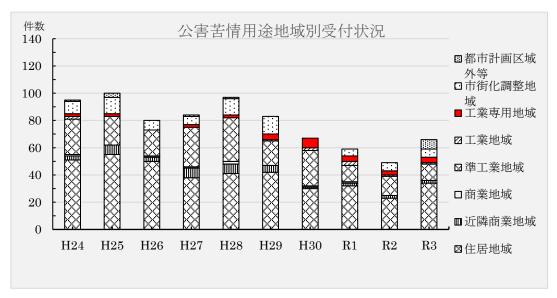
八字	の任装					年	度					∧ ∌i
公害の種類		H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	合計
大	気	2 6	2 4	1 4	2 2	2 2	3 2	3 0	2 5	1 4	2 4	2 3 3
水	質	4	9	6	5	9	8	1 0	7	3	5	6 6
騒	音	2 0	2 2	2 0	2 1	2 1	1 6	1 5	1 7	1 6	2 5	193
振	動	1	5	1	2	2	1	2	2	0	1	1 7
悪	臭	2 3	2 8	2 4	2 0	1 9	1 4	7	5	1 2	8	160
土	壌	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
そ	の他	2 1	1 1	1 5	1 4	2 4	1 2	3	3	4	3	1 1 0
合	計	9 5	100	8 0	8 4	9 7	8 3	6 7	5 9	4 9	6 6	780



(2) 公害苦情用途地域別受付件数

(単位:件)

田冷地社					年	度					合計
用途地域	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	R 1	R 2	R 3	
住居地域	5 1	5 5	5 0	3 8	4 1	4 2	3 0	3 2	2 3	3 4	3 9 6
近隣商業地域	3	7	3	7	7	5	1	2	2	2	3 9
商業地域	1	0	1	1	2	0	1	1	0	0	7
準工業地域	2 6	2 1	19	2 9	3 2	18	26	12	14	12	209
工業地域	2	0	0	0	0	1	2	3	1	1	1 0
工業専用地域	2	2	0	2	2	4	7	4	3	4	3 0
市街化調整区域	9	12	7	6	12	13	0	5	6	6	7 6
都市計画区域外等	1	3	0	1	1	0	0	0	0	7	13
合 計	9 5	100	8 0	8 4	9 7	8 3	6 7	5 9	4 9	6 6	780



(3) 公害苦情種類別発生原因別受付件数一覧表(令和3年度) (単位:件)

種類の		農業	漁業	建 設 業	製造業	世紀 業ス・ガス	通 信 業・	小売業 ・	サービス業	簡易なもの家庭的な	そ 不 明 ・	合計
大気汚染	ų,	5	0	2	3	0	0	0	0	8	6	2 4
水質汚濟	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	5
騒	î	1	0	7	6	0	0	0	3	2	6	2 5
振	b	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
悪	Ļ	0	0	0	2	0	0	0	0	3	3	8
土壌汚染	Ļ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その化	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
合 言	ŀ	7	0	1 0	13	2	0	0	3	13	18	6 6

第4 環境基本計画(リーディングプロジェクト)

本市は、平成15年12月に「碧南市環境基本条例」を制定し、市民、事業者、行政が一体となって「持続可能な社会」を創りあげることを目的として、平成16年3月に「碧南市環境基本計画」を策定しました、第2次計画を経て、現在は第3次計画を推進しています。本計画に基づく15のリーディングプロジェクトの進捗状況は下記のとおりです。

- 1 自然環境の保全・共生
 - (1) 水路・河川浄化プロジェクト 水質の汚濁が進行している水路・河川の浄化を図る。

No.	事 業 名	事	業	内	容	実	績
1	河川・海域等水質調査 (環境課)	市内の河 査を実施		衣浦湾で缶	4月水質調	市内	9地点
2	廃食用油回収 (環境課)	家庭から	出る天ぷら	油等の回収		廃食用油	9100回収
3	広域的連携事業 (環境課)	"三河湾		対策協議会、 推進協議会等 携		協議会活	動の実施
4	浄化槽設置整備事業補助 事業 (環境課)	小型合併	処理浄化槽	設置費の一部	部補助	補助基数	2基
5	公共下水道整備 (下水道課)		道整備の効 開始区域内(率的かつ計 の早期接続	一画的推進	普及率	86%



河川海域等水質調査 (源氏水門)



廃食用油回収

(2) 矢作川ふれあいプロジェクト

母なる矢作川に親しみ、矢作川の残された自然環境(水質・動植物)を保全する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	矢作川水源基 (経	表金事第 圣営企画			域の地域交 バスツアー	流を図るた を実施	め矢作川	令和3年8月	21日実施
2	碧南市特別持 会への支援 (損	采捕連? 農業水産		碧南市特の支援、		協議会が行	う事業へ	国交省河/ の連絡調整	
3	自然観察会	每浜水族	矣館)	矢作川の	可口でイベ	ント。生き	物調査	参加者数	26人

(3) よみがえれ油ヶ淵プロジェクト

緑地の少ない碧南に清らかな水と緑に囲まれた空間をつくる。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	油ヶ淵流地ングへので西端小学	参加(市		_		ヶ淵流域水 期的な水質		実施回数	10回 環境会議)
2	油ヶ淵水 会		₽進協議 □境課)	①油ヶ淵	浄化デー (-	4 市の連携事 斉清掃) (啓発イベン		①参加者数ごみ収集量②幹事市:安	: 3 0 0 kg
3	ボランテ		境課)	ボランテ	ィア団体のネ	舌動に協力		油ヶ淵の葦	XI] Ŋ
4	油ヶ渕漁	業協同》 (農業水		油ヶ渕漁	業協同組合~	への支援・協	第 力	油ヶ淵周辺 等の回収・	
5	ホタル保	護活動支 (都市整			ィア団体に 育成の場を打	対し油ヶ渕 是供	遊園地内	ホタル放流 開催	や鑑賞会
6	油ヶ淵ル		⁄ス事業 :道課)		流域 4 市で 事業を推進	油ヶ淵水質	浄化促進	西端下水道管 市街化区域	等及率 100%



油ヶ淵水環境モニタリング



油ヶ淵浄化デー

(4) みどり再生プロジェクト

みどりを増やし、そこに集ういきものと人間が共存できるみどり豊かな碧南にする。

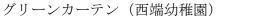
No.	事 業 名	事	業	内	容	実	績
1	グリーンカーテン事業 (環境課)	ゴーヤなど に設置、収)カーテンを 市民配布	·公共施設	実施施設	23ヶ所
2	松並木植樹 (市民会議)	前浜堤防の れた松を松		_		14本植植	†
3	緑化保全事業 (都市整備課)	良好な自然 するため、		Rと美観と風 の保護に対		保存樹木 保存樹林	6本 28ケ所
4	市民緑化推進 (都市整備課)	緑化を推進 経費の一部		fたに生垣を	と設置する	補助件数	0件
5	都市緑化推進 (都市整備課)	あいち森と 金を受け、 の経費の一	公共及び民	『市緑化推進 間緑化を推進		補助件数	6件
6	花いっぱい推進 (都市整備課)	街路植樹帯 理に努める				対象団体	30団体
7	幼稚園、保育園・小中学 校緑化推進 (こども課、庶務課)	園内及び校 培、樹木剪		とや花壇整備 施	请、野菜栽	市立全園全	と校で実施
8	松並木管理 (都市整備課)	前浜地区と くい虫防除	川口地区の など定期的		公並木の松	草刈 薬剤注入	2回 358本
9	ビオトープボランティ ア活動(海浜水族館)	ビオトープ 生物の保護 返る時間と	活動に参加	① 4 / 18 外来植 ② 5 / 23 田植え ③ 9 / 6 かかした ④ 10 / 17 稲刈り ⑤ 11 / 6 脱穀草耳 ⑥ 1 / 9 餅つき	27人 づくり 20名 9名		

(5) 外来種駆除推進プロジェクト

市内に広く分布し生態系に悪影響を及ぼしている外来種の駆除を進めるとともに、市民に対し正しい知識の普及と啓発を進める。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実 績
1	オオキ	ンケイギ 動 (環	ク啓発 境課)	ワーク協議 の一斉駆除	している西∃ 養会と連携し 除活動が中止 除活動を実施	180kg駆除		
2	ルティ	定外来生 ナ属対策 県・土木港	事業	外来生物ス	F12月に場 スパルティラ oに防除対策	防除は完了 監視を月2回実施		
3	出前講员	座(外来 課)	生物)		本や小中学校 「る講座を実		向いて外来	1 回







オオキンケイギク一斉駆除(矢作川河川敷)

2 まちづくり・ライフスタイル

(1) おとましい(勿体ない)推進プロジェクト 忘れかけている「おとましい(勿体(もったい)ない)」の精神を啓発し、大量消費、 大量廃棄のライフスタイルを改善する。資源循環型社会を形成する。

No.	事	業 名	事	業	内	容	実	績
1	一般廃棄物 推進	加理基本計画 (環境課)	一般廃棄 の推進	物の適正処理	、減量化や	?再生利用	平成21年 平成30年	
2	食品ロス啓	於発活動 (市民会議)	「食品口 発活動	ス」を減らす	ため市内僧	崔し物で啓	出展予定の中止のため	
3	分別収集	(環境課)		町内会の協力(者・行政が連			資源ごみス 分別収集量 1,396	92ヶ所
4	ごみ減量 産	意識啓発出前講 (環境課)		別及び3R意 係に出前講座		ため地区	開催	2 回
5		建設等促進補助 [利用促進加算		熱吸収に優れた に加算し補助		を住宅に使	加算件数:	39件

(2) 身近な乗り物プロジェクト

人にやさしいまちづくりの推進を図る。エネルギー消費の少ない交通手段や公共交 通機関の利用推進等により、大気汚染防止や地球温暖化防止を図る。

No.	事	業 名	事	業	内	容	実	績	
1	パーク&ラ/	イド管理	公共交通标	幾関の利用化	足進のため、	駅付近に	設置	3	ケ所
1	(<u>j</u>	資産活用課)	駐車場等る	収容台数	8	3台			
2	低公害車導力 (資	入 資産活用課)		して、ハイス 自動車の導力	ブリッド自動 入推進	加車及び低	導入率	67.	3 %
3	市内巡回バン			の地域社会	通弱者の利 参加を促進		利用者 8 9	, 86	9人
4	電気自動車を	充電設備管理 (環境課)		車場内に設 ドの利用推済	置した電気 進	自動車充	利用実績 (12、1月は 1	は故障により	の 欠測) 6 回

5	自転車歩行者道の整備	自転車が安全に走行できるよう自転車と	国道247号沿い3.
	(土木港湾課)	歩行者が通れる自転車歩行者道を整備	9km
6	事業用次世代自動車購入 費補助金	①電気自動車②燃料電池自動車③ユニバーサルデザインタクシー④プラグインハイブリッド自動車	① 4 件 ② 5 件 ③ 0 件 ④ 1 件



くるくるバス (市内循環バス)



碧南市役所東駐車場 充電スタンド

(3) へきなんの景観(風景)保存・創造プロジェクト 先人から受け継いだ建物や環境を保全して、次世代以降に碧南らしい町並みや生活 環境を残す。水辺のまち「碧南」らしい景観を形成する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
-	景観条例	に基づく	、行為の	景観に大き	きな影響を与	Fえる大規模	建築物の	早山/4米	7 件
1	届出制度			新築や開き	発行為に対し	届出制度を	創設	届出件数	/ 111

(4) その他、まちづくりに関する活動

No.	事	業	名	事	業	内	容	実		績
1	春の清掃と		環境課)	境美化・ご	(ごみゼロの ごみ減量化等 、うち1日を-	について考	え行動す	参加者 1 収集量	_	
2	秋のクリン な街づくり		ときれい 環境課)	児童生徒 一斉清掃	を始め、市民	:及び団体に	よる市内	参加者 5 収集量	_	
3	市内の環境		環境課)		SPM等のス 騒音調査等る		查、市内各	市内各地	で	実施
4	公害防止に		る協定 環境課)	る協定を	地帯の事業 締結し、市独 測定結果の幸 策を実施	自の上乗せ	上基準の設	締結数	1	3 6 協定

3 ひとづくり・環境意識への種まき

(1) 環境きっかけプロジェクト

身近な自然や出来事に目を向けて、楽しく充実した活動を継続的に行えるきっかけをつくる。

No.	事 業 名	事	 業	内	容		実	 績
1	冷えヒエ!大実験(市民会議)	液体窒息	素を使用した 構座(小学校	実験と温暖	爱化防止			感染拡大に
2	野鳥観察会(市民会議)		察をきっかり るための講座			参力	巾者数	25人
3	自然観察会	作り	なコケ観察と (6/12、26) 葉の下で生き			 ① ② 	受講者 受講者	
	(海浜水族館)	③大浜 (1/22)	漁港でバー	ードウォッ	チング	3	受講者	8人
		①春の柏	直物観察(4/	24)		1	受講者	7人
4	ビオトープ観察会	②水辺の	り生き物観察	会 (6/5)		2	受講者	6人
4	(海浜水族館)	③夏の額	現察会 (7/3)			3	受講者	16人
		④トンス	ドの観察会(9/12)		4	受講者	25人
		①ニホン	/イシガメ餌	やり体験		1	受講者	2,363 人
	ビオトープ体験イベン	F		(5月~	~10月)			
5	(海浜水族館)	②調べて	てみよう蜂の	巣の中身(8/8)	2	受講者	12人
		③餅つき	き体験 (1/9)			3	中止	



環境きっかけ講座 (野鳥観察会)



ビオトープ観察会(海浜水族館)

(2) みんなでやろう「私の環境宣言」プロジェクト

環境を良くする、あるいはこれ以上悪くしないために、自分たちでできる身近なことを「私の環境宣言」として宣言してもらい、それを実行することによって、本市の環境を保全し、さらに向上させる。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	環境宣言	推進		市民及び	事業所等に	登録者数			
1		(市月	民会議)	の促進				27, 925	5人(累計)

(3) 碧(みどり)の道 里親プロジェクト

市民と行政が一緒になって公園の未来像づくりや管理運営に取り組み市民が道路及び歩道の清掃と美化に取り組むことによって、市民が自分たちの公園や道路として大切にする気運を高める。

No.	事	業	名	事	業	内	容	, -	夷	績
1	碧の道里	親プロシ	ジェクト	道路等の特	ま定の公共用	地において	、市民等	登録団	体	18団体
1		(市民	是会議)	による定期	間的な美化活	動を推進		個人	2,	274人
	公園等愛	推入却能	全人六八	ム国 悪 雑 I	なが羊ル浜	動推進のたる	み公国の	交付		3 7団体
2	公園寺多					管理公	園緑	地		
		(都市整備課)			清掃や除草を行う団体に報償金を交付					31ヶ所



市イベントにおける環境官言募集



碧の道里親プロジェクト看板

(4) 土、食大切プロジェクト

農業や漁業を体験する機会を設けることによって、農産物や水産物など土や海の恵みによる食を大切にする市民を増やす。さらに次世代を担う子どもたちの土、食(農産物・水産物)への関心を高める。それによって、農業者の減農薬・有機栽培等の環境保全型農業への取り組みを促進する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	親子エコ	-	グ教室 環境課)			剤の利用を最 かる料理教室		新型コロナ 感染拡大防 中止	
2	地産地消	推進事業 (農業水	•	②給食用さ③稲作体駅④地元農産	くつま芋購り 食 を物を使った			①市内幼稚園 19園 ②市内保育園 ③小学校2村 ④小学校2村 ⑤保育園1園	園 1 5 園 交 交
3	減農薬資	材普及推		フェロモン 及を推進	/トラップ;	などの減農薬	薬資材の普	薬剤購入袖	前助 2団体
4	環境保全 成	型農業の (農業水		県やJAと 環境保全型	と連携して、 型農業を推済	継続実施			

(5) その他、ひとづくりに関する活動

No.	事	美 名	事	業	内	容	実	績
1	環境保全ポン	スター募集 (環境課)	市内中学生 集し、環境		境保全ポス える機会を		応募件数	4 4 件
2	広報へきなん	しでの啓発 (環境課)			集として「 市民に広く		広報 6 月 に環境特集	
3	地域環境保全	全委員 (環境課)			基づき、地 する委員の		担当地区 2名を選出	_ / / /

4 資源循環・低炭素

(1) 生ごみ活用循環プロジェクト

家庭等から排出される可燃ごみ、特に生ごみの減量化並びに資源化を促進するとともに、市民のごみに対する意識の高揚と生活環境の整備を図り、資源循環型社会を形成する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	保育園生ご		実績 竟課)	保育園2	園に設置し の処理	た生ごみ処	理機によ	処理量2,760	. 1 k g
2	生ごみ処理 ト購入補助		ンポス 竟課)	•	ごみ処理機 費の一部補助	-	作肥化容	生ごみ処理機 コンポスト	32台 25台
3	生ごみ処理	キット無(市民会			物にて発泡 処理キット?		で作製し	出展予定の/ が中止のた。 なし	

(2) 再生可能エネルギー(太陽光等)利活用推進プロジェクト 太陽光等の再生可能エネルギーの利活用を推進することにより、二酸化炭素排出量 を削減し、地球温暖化防止に寄与する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	公共施設プ 貸し事業				の屋根や屋. て提供するこ			設置施設	13箇所
2				蓄電池、	太陽光発電記 エネルギー管 点を同時に記	理システム	A (HEM		4 2件
	スマートハウス設備設置費補助 (環境課)	給電設備	太陽光発電説 、エネルギー 3 点を同時に	一管理シスラ	テム (HE		2件		
			住宅用の 用の補助	燃料電池シ	ステムを設	:置する費		7件	
			住宅用のる費用の	リチウムイ: 補助	オン蓄電池	を設置す		74件	
			住宅用の する費用	次世代自動 の補助	車充給電設	'備を設置		2件	
					エネルギー管 置する費用 <i>0</i>		스(HEM		28件
3	公共施設へ ルギー導入		「能エネ は築課)	公共施設 の利活用	に自然エネ/1 を推進	レギー(太原	易光発電)	設置施設	12箇所

(3) 天の恵み 雨水利用プロジェクト 水資源の有効活用と水不足の緩和のために、雨水の利用を促進する。

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	市役所本/ 用	宁舎での (資産活				水を貯留し洗 等で再利用	車や花	設置施設	1箇所
2	公共施設 用の推進		中水利 築課)	公共施設は	こ中水(雨	水)の利用を	·推進	設置施設	16箇所
3	浄化槽転り 補助		記置の :道課)			用となる浄化 ることの一部		補助件数	3件
4	雨水貯留		前助 道課)	雨水貯留層	層を設置す	ることの補助	J	補助件数	3件
5	打ち水大化		会議)	の低下及び	びもったい	を利用し、体 ない意識を啓 ち水を実施		イベント り、活動な	中止によ よし

(4) その他、循環に関する活動

No.	事	業	名	事	業	内	容	実	績
1	農業用使用の適正			1	家と連携し ールの適正	た使用済プ 処理	ラスチッ	廃ビニール 廃ポリ 廃マルチ	4 t 9 3 t 4 7 t
2	再資源化りへの率先利	川用促進	\共事業 巷湾課)	再資源化	製品の公共	事業への率分	先利用を	継続実施	
3	建築廃材の 推進)分別・評 (建築)		建設廃棄 化の促進		分別の徹底、	、再資源	継続実施	
4	節水啓発	(水	道課)	節水に関	する情報の	ホームペーミ	ジ掲載	常時掲載	





公共施設太陽光発電設備(市役所) 元気ッス!へきなん 打ち水大作戦

※事業名の欄の中でカッコ内は担当部局を表します。

「市民会議」とあるのは、「へきなん市民環境会議」が担当した事業です。

第5 生活排水対策推進計画

炊事、洗濯、入浴等、人の生活に伴い公共用水域に 排出される水を生活排水と呼び、油ヶ淵の汚染要因の 大部分は生活排水とされています。

本市は、水質汚濁防止法により平成3年3月に油ヶ淵周辺地域が生活排水対策重点地域に指定されたことを受け、平成4年3月に碧南市生活排水対策推進計画を策定、現在は平成29年3月に改訂した第4期の計画に基づき生活排水対策を推進しています。



また、県と油ヶ淵周辺4市が平成5年に油ヶ淵水質浄化促進協議会を設立し、油ヶ淵の水質浄化を目指した水環境改善緊急行動計画(通称、清流ルネッサンス21)を策定して生活排水対策を行ってきました。目標年度の2030年度には目標水質COD6mg/Lを達成するため、第4期計画の「水質浄化促進行動計画(油ヶ淵ルネッサンス計画)」に取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人ひとりが身近なところから取り組みを進めていくことが肝要です。今後も、各実験や事業の結果をふまえ、市民の協力を得ながら生活排水対策を推進していきます。

1 生活排水対策推進計画の目標

本計画の目標年度は令和8年度とし、目標年度までに汚水整備人口普及率98%を目指します。また、計画の理念を実現するため、以下の4つの目標を掲げました。

- (1) きれいな水を子どもたちに残そう(生活排水処理施設等の整備)
- (2) ふれあいと親しみのある魅力あふれる水辺をつくろう (水辺空間等の整備)
- (3) 水を育む活動をみんなで広げよう(生活排水対策に係る広報啓発等)
- (4) 流域全体でつながりあって取り組もう(流域全体の生活排水対策の推進)

2 生活排水対策推進計画の進捗状況

	項目	策定時現況 (平成27年度)	見込み実績 (令和3年度末)	計画目標 (令和8年度)
	汚水整備人口普及率	80.6%	90.9%	概ね98.0%
市全域	下水道 整備人口	52,079人	62,557人	68,560人
	浄化槽 整備人口	5,809人	3, 504人	240人
S.I. Shift	汚水整備人口普及率	90.4%	92.8%	概ね98.0%
油ヶ淵 流域	下水道 整備人口	12,224人	12,672人	13,820人
<i>V</i> 12 17 1	浄化槽 整備人口	874人	634人	60人

第6 碧南市地球温暖化対策実行計画(区域施策)

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、フロン類などの温室効果ガスが大量に排出されて大気中の濃度が高まったことにより、地球温暖化が徐々に進行しています。

本市では、平成23年3月に策定した本計画を平成29年3月に改定し、推進してまいりましたが、社会情勢の変化と新たな視点を踏まえ、令和3年3月に計画の改定を行いました。この内容に基づき、新たな地球温暖化対策に取り組んでまいります。



1 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画では、温室効果ガス排出量の削減目標を国の目標に準じて定めています。

目標年度	温室効果ガス排出量削減目標				
令和12年度	基準年度(平成25年度)比15.7%削減				

2 温室効果ガス排出量の現況と推移

(1) 温室効果ガス排出量の現況

本市における温室効果ガスの排出量は、最新の集計結果である令和元年度では934千t-CO2となり、地球温暖化対策実行計画の基準年度である平成25年度の排出量1,049千t-CO2と比較しますと、115千t-CO2(約11%)減っています。

また温室効果ガス排出量を部門別にみますと、令和元年度では産業部門の二酸化炭素が約69%となっており、排出量の大半を占めています。

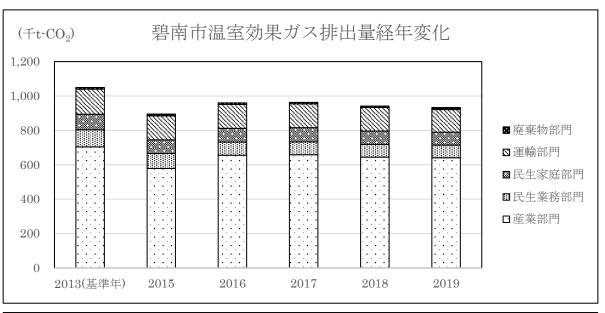
(2) 温室効果ガス排出量の推移と部門別割合

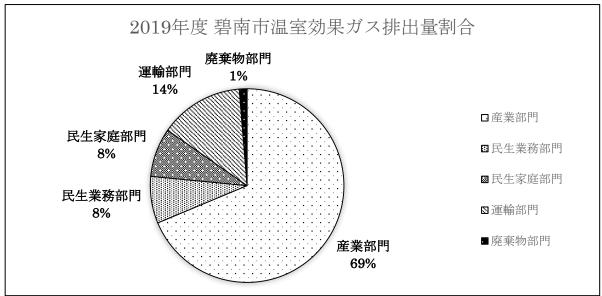
(単位: 千 t - C O 2)

		平成 25年度 (基準年度)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
_	産業部門	7 0 4	5 7 8	6 5 6	6 5 8	6 4 4	6 4 1
酸	民生業務部門	100	8 8	7 6	7 5	7 5	7 3
化炭素	民生家庭部門	9 0	7 9	8 0	8 3	7 7	7 6
素	運輸部門	1 4 6	1 4 0	1 3 9	1 3 8	137	1 3 1
711	廃棄物部門	9	1 0	9	9	8	1 2
<u></u>	計	1, 049	8 9 6	960	963	9 4 2	9 3 4

令和元年度温室効果ガス排出量削減状況

基準年度(平成25年度)比 10.9%削減





3 地球温暖化防止に向けた基本施策

地球温暖化防止のため温室効果ガスの排出量を削減する取り組みとして、4つの基本 施策で事業を実施しました。

	基本施策	主な事業	実 績 (令和3年度実績)
1	再生可能エネルギーの 利用促進	スマートハウス設備設置費 補助件数	155件
2	省エネルギーの促進	三州瓦利用促進加算件数(碧南市 新築住宅建設等促進補助金)	3 9 件
3	環境負荷の小さい	くるくるバス乗車人数	89,869人
3	まちづくり	電気自動車充電スタンド利用回数	1,016回
4	温暖化に適応する まちづくり	地球温暖化に関する啓発記事	広報へきなん 12月1日号掲載

4 碧南市スマートハウス設備設置費補助事業

(1) 補助金の目的

この補助金は、再生可能エネルギーの利用を支援し、環境保全に対する意識の高揚、温室効果ガス排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方 市内に住所を有し、自ら居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する方。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補助金額
一体的導入(住宅用の太陽光発電システ		
ム、エネルギー管理システム及びリチウムイ	一律	27万円
オン蓄電池システムを同時設置する場合)		
一体的導入(住宅用の太陽光発電システ		
ム、エネルギー管理システム及び次世代自動	一律	22万円
車充給電設備を同時設置する場合)		
住宅用燃料電池システム	一律	10万円
住宅用リチウムイオン蓄電池システム	一律	10万円
住宅用次世代自動車充給電設備	一律	5万円
住宅用エネルギー管理システム	一律	1万円

(4)補助実績 (単位:件)

補助対象設備	H 2 9	H30	R 1	R 2	R 3
一体的導入 (住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及びリチウムイオン蓄電池システムを同時設置する場合)	-	_	2 1	3 0	4 2
一体的導入 (住宅用の太陽光発電システム、エネルギー管理システム及び次世代自動車 充給電設備を同時設置する場合)	_	_	О	О	2
住宅用太陽光発電システム	137	1 2 5	_	_	_
住宅用燃料電池システム	1 3	9	1 4	2 0	7
住宅用リチウムイオン 蓄電池システム	4 1	4 3	6 3	8 0	7 4
住宅用次世代自動車 充給電設備	1	O	0	1	2
住宅用エネルギー管理 システム	3 2	3 6	2 3	2 4	2 8
補助件数合計	2 2 4	213	121	155	155
補助金額合計 (千円)	26, 504	24,870	13,600	18,390	20, 260

[※]令和元年度から、住宅用太陽光発電システムは、一体的導入(住宅用エネルギー管理システム及び住宅用リチウムイオン蓄電池システム(住宅用次世代自動車充給電設備))する場合にのみ補助対象となりました。

5 事業用次世代自動車購入費補助金

(1) 補助金の目的

この補助金は、自動車による温室効果ガス排出量の削減及び大気環境の改善に寄与することを目的としています。

(2) 補助金交付の対象となる方

市内で事業用として使用する電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車(ユニバーサルデザインタクシーに限る)、プラグインハイブリッド自動車の購入に対し補助を行っています。

(3) 補助対象設備と補助金の額

補助対象設備	補 助 率	補助金額
電気自動車	一律	20万円
燃料電池自動車	一律	30万円
ハイブリッド自動車 (ユニバーサルデザインタクシーに限る)	一律	10万円
プラグインハイブリッド自動車	一律	10万円

(4)補助実績

(単位:件【() 内は補助した車両の台数】)

補助対象設備	R 2	R 3
電気自動車	2 (2台)	4 (4台)
燃料電池自動車	0	5
ハイブリッド自動車 (ユニバーサルデザインタ クシーに限る)	1 (2台)	O
プラグインハイブリッド自 動車	2 (2台)	1(1台)
補助件数合計	5 (6台)	10 (10台)
補助金額合計 (千円)	800	2 4 0 0

[※]令和2年度新設

第7 碧南市生物多様性地域戦略

碧南市生物多様性地域戦略は、国の計画である 生物多様性国家戦略を基にし、碧南市の生物多様 性の状況に合わせた保全と持続可能な利用に向け た取り組みを示すものとなります。

生物多様性地域戦略は地域の特色を生かした取り組みを含んだ計画で、身近な環境で生息する昆虫や植物のほか、自然の恵みとして利用されている農作物についても計画の対象とされています。



水辺や都市の緑地の保全、外来種駆除等の基本施策を行いながら、生物多様性の保全を、 行政、事業者、民間団体、地域住民などによる取組を進めて自然と市民が豊かなふれあい のある共生のまちづくりを目指します。

1 碧南市生物多様性地域戦略に関する施策

自然と市民が豊かなふれあいのある共生のまちづくりを目指すための取り組みとして、 碧南市環境基本計画に記載の4つの基本施策で事業を実施しました。

(1) 水辺環境の保全と創造

主な事業	実績(令和3年度実績)
矢作川水源基金事業 (再掲)	令和3年8月21日実施
内水面漁場清掃委託事業 (再掲)	令和3年11月20日実施
県営油ヶ淵水辺公園の第1期整備区域の整備	2.7haを整備
宗呂田ケ侃小辺公園の第1 朔奎浦区域の奎浦	(全体で14.8ha)※
	西端下水道普及率
油ヶ淵ルネッサンス事業(再掲)	市街化区域 100%

※碧南市側の整備面積を掲載

(2) 緑地の保全と創造

主な事業	実 績(令和3年度実績)
地産地消推進	もぎ取り体験等5事業を実施
公園整備の推進(緑の基本計画)	市内全箇所数 51箇所

(3) 外来種駆除

主な事業	実 績(令和3年度実績)
オオキンケイギク啓発駆除活動 (再掲)	180kg駆除
飼育マナーの周知 (再掲)	出前講座の開催(1回)
獣類を対象とする捕獲箱の貸し出し	貸出件数 12件
セアカゴケグモに対する注意喚起啓発	市内公園に張り紙を設置
スパルティナ・アルテルニフロラのモニタリング(再掲)	月2回実施

第8 公害防止に関する協定

遠浅で海水浴、沿岸漁業に利用されていた衣ヶ浦は、昭和32年に国の重要港湾に指定され、埋め立てられ臨海工業地帯となりました。本市側では2、4、6、8号地が造成整備され、工業専用地域として機械金属加工、自動車関連、鋳造等の企業が立地、稼働しています。

本市では、臨海工業地帯に進出する企業に対し、公害の未然防止のため地域の自然的、 社会的条件や事業活動の実態に即し、県民の生活環境の保全等に関する条例、碧南市公害 防止指導基準に基づいて、「公害防止に関する協定」(以下「公害防止協定」という。)を締 結し、生活環境の保全に努めています。

公害防止協定締結事業所には、大気、水質、騒音等の測定及び結果の報告を義務付けて おります。本市が実施した立ち入り調査及び各事業所の測定報告によると、概ね良好な状 況でした。今後も臨海に進出する企業と公害防止協定を締結し、環境の保全と公害の未然 防止に努めます。

1 業種別・臨海号地別公害防止協定締結状況 令和4年3月31日現在

業種	2号地	4号地	6号地	8号地	合 計
建設業	1	2	4	2	9
総合工事業	1	1	4	2	8
その他		1			1
製造業	7	27	3 5	16	8 5
食料品製造業		3			3
プラスチック製品製造業	1	1	2	1	5
窯業・土石製品製造業	1	3	3	3	1 0
鉄鋼業		5	9	1	1 5
非鉄金属製造業		1	5		6
金属製品製造業	1	4	1	2	8
はん用機械器具製造業			2	1	3
生産用機械器具製造業	1	4	5	1	1 1
輸送機械器具製造業	2	4	5	3	1 4
その他	1	2	3	4	1 0
運輸業・郵便業	1	5	6	4	1 6
道路貨物運送業	1	3	6	4	1 4
運輸に付帯するサービス業		2			2
卸売・小売業、飲食店	1	6	2	5	1 4
飲食良品卸売業		3			3
建築材料、鉱物、金属材料卸売業	1	2	2	4	9
その他		1		1	2
サービス業 (他に分類されないもの)	1	4	2		7
廃棄物処理業	1	1	2		4
その他		3			3
その他	※ 1	4			5
	1 2	4 8	4 9	2 7	1 3 6

<注> 業種は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)(平成26年4月1日施行)に基づく。 ※ 2号地地先の(財)衣浦港ポートアイランド環境事業センターを含む。

2 公害防止協定締結事業場一覧

令和4年3月31日現在

No.	協定締結日	事 業 所 名	備考
1 - 1		日鉄ステンレス㈱衣浦製造所	6 号地
1 - 2	H27. 3.31		" H 2 7. 3. 3 1 追加
2	S 4 8. 3. 2 6	マツダ㈱衣浦流通センター	8 号地
		<団地企業8社>	4 号地
		衣浦ユーティリティー㈱	
		日本コーンスターチ㈱衣浦事業所	
		中日本グレーンセンター㈱衣浦事業所	
3	S 4 8. 5. 2 8	日清丸紅飼料㈱碧南工場	
		伊藤忠製糖㈱本社工場	
		衣浦埠頭㈱	
		全国酪農飼料㈱東海工場	S 5 4 . 6 . 8 追加
		大和産業㈱ライスセンター	H 1. 2. 1 7 追加
4	S 5 2. 2. 4	トヨタ自動車㈱衣浦工場	4号地
5	S 5 2 . 5 . 3 1	出光興産㈱碧南LPG基地	2号地
6	S 5 2. 9. 3 0	碧南運送㈱	6 号地
7	S 5 3 . 5 . 2 6		<i>11</i>
8	S 5 3 . 6 . 2 4	東海相互建設㈱	II
9	S 5 3. 9. 19 S 5 3. 1 2. 2 6	(資)中川金属 三和㈱本社工場	ll ll
1 1		二和附年任工場	"
1 2	S 5 4. 5. 2 6 S 5 4. 6. 2	㈱ダラケラ	"
1 3	S 5 4. 6. 3 0	太田重工業㈱衣浦鋳造工場	"
1 6	S 5 4. 9. 7	株丸運	"
1 7	S 5 4. 9. 7	セメダイン㈱衣浦工場	II
1 8	S 5 4. 9. 2 7	石敏鐵工㈱	"
1 9	S 5 4. 9. 2 9	㈱丸長	11
2 0	S 5 4. 1 2. 2 4	栄四郎瓦㈱衣浦工場	"
2 1	S 5 5. 3. 1 7		II .
2 2	S 5 5. 3. 1 7	三和運輸㈱名古屋営業所	II
2 3	S 5 5. 3. 1 7	㈱堀江建材	IJ
2 4	S 5 5. 3. 1 7		11
2 5	S 5 5. 3. 1 7	白竹建設㈱	II .
2 6	S 5 5. 3. 1 7	丸全昭和運輸㈱衣浦倉庫	<i>II</i>
2 7	S 5 5. 3. 1 7	山石建材工業㈱	<i>II</i>
2 8	S 5 5. 3. 1 7		<i>II</i>
2 9 3 0	S 5 5 . 7 . 1 5 S 5 5 . 8 . 3 0	石坂鉄工㈱ ㈱古久根	
3 1	S 5 5. 8. 3 0 S 5 5. 9. 1 2	三光陸運㈱	" "
3 2	S 5 5 . 1 0 . 1 5	一九阵连\\\ 鈴木鉄工㈱碧南工場	"
3 3	S 5 5. 1 0. 2 4	アイスケ鋼材(株)	8 号地
3 4	S 5 5 . 1 1 . 7	石橋建設興業㈱アスファルトプラント	II
3 5	S 6 0. 3. 2 2	(株) e c o N A K A M A 碧南工場	6 号地
3 6	S 5 5. 1 1. 2 0	石橋建設興業㈱資材部	8 号地
3 7	S 5 5. 1 2. 9	刈谷紙器㈱碧南工場	"
3 8	S 5 5. 12. 18	中野ハガネ㈱碧南営業所	4号地
3 9	S 5 5. 12. 18	寿産業㈱	6 号地
4 0	S 5 6. 3. 1 3	愛知県経済農業協同組合連合会くみあい肥 料工場	8号地
4 1	S 5 6. 3. 2 7	三河鉱産㈱衣浦工場	6 号地
4 2	S 5 6. 5. 2	亀島溶接	8号地
4 3	S 5 6. 7. 1	中部電力㈱玉津浦変電所	4号地
4 4	S 5 6. 7. 8	加藤謙鉄工㈱	6 号地
4 5	S 5 6. 8. 2 8	愛知海運㈱三河カンパニー	4号地
4 6	S 5 6. 1 1. 9	共栄㈱衣浦工場	4 号地

4 7	S 5 6. 1 2. 1 2	吉田塩業㈱)) 0
4 8	S 5 7. 2. 1 3	中日本鋳工㈱碧南工場	6 号地
4 9	S 5 7. 8. 3 1	愛知日野自動車㈱リトラックスセンター	4 号地
5 0	S 5 7. 1 0. 1 9	相富塚鋳造所 1 1 1 1 2 7 7 (4)	<i>II</i>
5 1	S 5 7. 1 2. 1 0	九共通運㈱	JJ
5 2	S 5 8. 2. 1 6	(㈱石川時鉄工所	8号地
5 3	S 5 8. 6. 2 4	上野輸送㈱碧南営業所	4号地
5 4	S 5 8. 7. 12	進昭化成工業㈱	6 号地
5 5	S 5 8 . 8 . 2	長崎ジャッキ㈱	<i>II</i>
5 6	S 5 8. 9. 3 0	(株) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	4号地
5 7	S 5 8. 11. 7	㈱丸三	"
5 8	S 5 8. 11. 7	㈱マルイ水産	"
5 9	S 5 8. 11. 7	制かね高	II .
6 0	S 5 8. 12. 14	ベルウッド(株)	"
6 1	S 5 9. 1. 18	㈱鉄芳工業所	<i>II</i>
6 2	S 6 1. 3. 2 8	㈱平岩鐵工所 明石工場	8号地
6 3	S 5 9. 6. 1 6	石川軽金属工業㈱	6 号地
6 4	S 5 9. 6. 2 3	あいち中央農業協同組合碧南営農センター	4号地
6 5	S 5 9. 7. 1 1	平松鉄工㈱	6号地
6 6	S 5 9. 9. 1 7	愛知県衣浦港トラック事業協同組合	8 号地
6 7	S 5 9. 1 0. 2 4	㈱伊藤鉄工所	4号地
6 8	S 6 0. 1. 9	半田港運㈱三河支店	II .
6 9	S 6 0. 2. 1	㈱ツルタテクノス	8 号地
7 0	S 6 0. 2.28	日進工業㈱	4号地
7 1	S 6 0. 5. 3 1	アイシン辰栄㈱衣浦工場	11
7 2	S 6 0 . 6 . 7	小笠原アルミ工業㈱本社工場	6 号地
7 3	S 6 0. 8. 5	㈱エネアーク中部 碧南営業所	4号地
7 4	S 6 0. 1 0. 2	㈱丸久水産	11
7 5	S 6 0. 1 1. 2 7	㈱碧南プロセッシングセンター 第1工場	II .
7 6	S 6 1. 1. 2 1	本田鐵工㈱	6 号地
7 7	S 6 1. 2. 6	新海㈱	4号地
7 8	S 6 1. 1 2. 5	西三河運輸㈱	8 号地
7 9	S 6 2. 2. 5	大浜燃料㈱	4号地
8 0	S 6 2. 7. 8	栄四郎瓦㈱玉津浦工場	"
8 1	S 6 2. 8. 2 5	中部電力㈱碧南火力発電所	2号地
8 2	S 6 2. 9. 1 6	(有岡本木型製作所) 須磨工場	6号地
8 3	S 6 3. 5. 3 1	古久根鉄工㈱	4号地
8 4	S 6 3. 6. 7	アット工業㈱衣浦工場	II .
8 5	S 6 3. 1 0. 8	(構力ネク水産	II .
8 6	S 6 3. 1 0. 2 5	揖斐川工業運輸㈱碧南営業所	II .
8 7	H1. 4. 7	親和建設㈱)) 0. [] -
8 8	H1. 5. 2	(株)グローラバー	8 号地
8 9	H1. 6. 1	近藤自動車㈱	4 号地
9 0	H1. 6.28	(株) 要三製作所	II .
9 1	H1. 7. 4	㈱コンテック	JJ O EL MA
9 2	H1. 9.13	(株) エイテクト 田戸岬工場	8号地
9 3	H1. 10. 16	㈱オサダツール	4号地
9 4	H1. 11. 30	(株) A (A) A	II .
9 5	H2. 3.15		JJ
9 6	H2. 7. 2	アイシン辰栄㈱港南工場	2号地
9 7	H2. 12. 12	新東㈱明石工場	8号地
9 8	Н3. 3. 6	㈱JOB	2号地
9 9	H3. 6.27	(株三共工業所	4号地
1 0 0	H4. 5.21	東和商事㈱	8号地
1 0 1	H5. 11. 25	碧南運送㈱第3センター	6号地
102	H6. 3.23	新東㈱港南工場	2 号地
103	H6. 3.24	ココノエフーズ(株)	4号地
1 0 4	Н6. 9. 1	岡本煉瓦㈱	4号地

	1		
1 0 5	H7. 1.26	岡本軽金属工業㈱	11
106	H7. 6.12	高山軽金属工業㈱	6 号地
1 0 7	H8. 11. 1	三河鉱産㈱研究所	8号地
1 0 8	H8. 11. 14	旭化学工業㈱	2 号地
1 0 9	H8. 11. 27	旬杉塗装工業所	6 号地
1 1 0	Н9. 9.19	(財)衣浦港ポートアイラント環境事業センター	2号地地先
1 1 1	H10.11.20	㈱コムリス	8号地
1 1 2	H11. 9.17	三岐通運㈱衣浦営業所	II .
1 1 3	H13. 5.23	東海産興㈱明石工場	II .
1 1 4	H13. 8.28	帝研化工㈱明石営業所	II .
1 1 5	H13.11.28	石橋建設興業㈱第2工場	II .
1 1 6	H14. 2.26	㈱コスモクリーンサービス碧南営業所	6 号地
1 1 7	H15. 6.13	㈱豊栄商会 碧南工場	II .
1 1 8	H15.10.21	旬都特殊溶接工業	4号地
1 1 9	H15.10.27	㈱衣浦鋳造所	6 号地
1 2 0	H16. 8.17	進昭化成工業㈱明石工場	8号地
1 2 1	H16.11.16	(前アイミ衣浦工場	4号地
1 2 2	H17. 6. 2	テクノ工業㈱	6 号地
1 2 3	H17. 9.27	アイシン精機㈱衣浦工場	2 号地
1 2 4	H17. 9.30	㈱栄信	8号地
1 2 5	H18. 3.15	㈱サンキ	II .
1 2 6	H19. 6. 8	㈱司機械	4 号地
1 2 7	H19. 6.27	㈱サンワ碧南物流センター	8号地
1 2 8	H20. 1.29	㈱豊栄商会 明石工場	JJ
1 2 9	H21. 3.24	㈱スズキプレス	4 号地
1 3 0	H24. 1.24	前田産業㈱碧南営業所	6 号地
1 3 2	H27. 2.26	三和㈱第2工場	II .
1 3 3	H 2 7. 3. 2 3	旬アイミ本社工場	II .
1 3 4	H27. 3.31	小笠原アルミ工業㈱第2工場	II .
1 3 5	H28. 7.20	新急㈱	2号地
1 3 6	H29. 6. 8	㈱碧南プロセッシングセンター第2工場	4号地
1 3 7	H29. 7.20	㈱岸本製作所	2号地
1 3 8	H30. 1.11	㈱小笠原木型	II .
1 3 9	R1. 9.25	東洋製鉄㈱名古屋碧南工場	II .
/ 沙 1 >	、車器部をは 小宝	防止協定締結時ではなく最新のものです	

<注1>事業所名は、公害防止協定締結時ではなく最新のものです。

<注2>No. 14、15、131の事業所は事業所閉鎖に伴い協定解除。

第9 碧南市環境審議会

1 設置目的等

環境基本法第44条及び碧南市環境基本条例第21条に基づき、当審議会を設置し、 環境の保全に関する事項について調査及び審議します。

2 令和3年度の会議開催状況

(1) 日 時

令和3年10月14日(木)午後1時30分から

(2) 議 題

ア 令和2年度における環境の状況について(報告)

イ 第3次碧南市環境基本計画の進捗状況について (報告)

3 碧南市環境審議会委員

令和3年度の碧南市環境審議会委員一覧は以下のとおり。

No.		役 職 名	氏 名
1	会 長	碧南商工会議所 会頭	鈴木 並生
2	副会長	碧南市医師会 会長	生田 譲
3	委 員	碧南商工会議所 窯業部会 部会長	岡本 耕也
4	11	碧南商工会議所 機械金属部会 部会長	鈴木 泰博
5]]	碧南市鉄工会 会長	榊原 利夫
6	IJ	碧南市鋳物工業協同組合 理事長	黒田 昌司
7	IJ	碧南歯科医師会 会長	齋藤 英延
8	11	碧南市薬剤師会 会長	奥村 晋平
9	11	碧南市農業委員会 会長	神谷 昌明
1 0	11	大浜漁業協同組合 代表理事組合長	平松 常一
1 1	11	連合愛知三河西地域協議会 幹事	戸間 将
1 2	11	碧南市連絡委員 幹事	平松 徳一
1 3	IJ	碧南市女性団体連絡協議会 会長	永坂 幸子
1 4	11	へきなん市民環境会議 会長	竹原 幸子
1 5	11	愛知県西三河県民事務所 環境保全課長	前田 善明
1 6	11	愛知県立碧南工科高等学校 校長	谷澤 安彦
1 7	IJ	有識者	岩田 忠造
1 8	11	有識者	河隈 孝之
1 9	IJ	公募市民	小玉 貴和

第10 資料

1 環境基準

環境基本法第16条第1項では「政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び 騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全 する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。」としている。

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境基準	評価方法
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。(S53.7.11環境庁告示)	年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%目に相当するもの(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。
浮遊粒子状物質 (S P M)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。(S48.5.8環境庁告示)	<短期的評価> 定められた測定方法により連続してまた は随時に行った測定結果により、測定を行った日についての1 時間値の1 日平均 値または各1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。(H11.12.27環境庁告示)	同一地点における1年間のすべての検体 の測定値の算術平均値により評価する。

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

万 日 日 日	
項目	1 1-
カドミウム	0. 003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0. 01mg/L以下
六価クロム	0. 05mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン	0. 1 m g / L以下
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1, 1, 1ートリクロロエタン	1 m g / L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下

チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふつ素	0.8mg/L以下
ほう素	1 m g / L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。だたし、全シアンに係る基準については最高値とする。
- 2 「検出されないこと。」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふつ素及びほう素の基準は適用しない。

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(7) 河川

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (p H)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	1 m g / L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100m1以下
В	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5 m g / L 以上	5,000MPN /100ml以下
С	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6. 5以上 8. 5以下	5 m g / L 以下	50mg/L 以下	5 m g / L 以上	_
D	工業用水 2 級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2 m g / L 以上	_
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2 m g / L 以上	_

備考

1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

(イ) 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (p H)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7. 5mg/L 以上	1,000MPN /100ml以下
В	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	_
С	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 m g / L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2 m g / L 以上	_
備考水産	産1級、水産2級及び水	産3級については	 は、当分の間、浮i		 基準値は適用しな	

(ウ) 海域

	1两一次					
項目			基	準	値	
類型	利用目的の適応性	水素イオン 濃度 (p H)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n —ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml以下	検出されない こと。
В	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5 m g / L 以上	_	検出されない こと。
С	環境保全	7.0以上 8.3以下	8 m g / L 以下	2 m g / L 以上	_	_
備考	<u> </u>					

備考 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

(3) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

	地	域	Ø	類	型	基	準 値
類型		該	当	地	域	昼 間 AM6:00-P M10:00	夜 間 PM10:00- AM6:00
AA	該当なし					50デシベル以下	40デシベル以下
A	第1種低層付第2種低層付第1種中高層第2種中高層 第1種中高層	E居専用	地域 用地域			5 5 デシベル以下	45デシベル以下
В	第1種住居地 第2種住居地 準住居地域 都市計画区域	也域	き地域の	定めら	っれていない地域		
С	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	ţ				60デシベル以下	50デシベル以下

ただし、次表に該当する地域については、次表の基準値のとおりとする。

地域の区分	基準値
地 域 07 区 刀	昼 間 夜 間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下 55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及 びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下 60デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する空間 (該当する場合、他に該当してもこの基準を優先する。)	70デシベル以下 65デシベル以下

ア

・アルキル水銀

有機水銀の一つで、この中に含まれるメチル水銀及びエチル水銀は人間の神経を侵し、「水俣病」の原因物質とされています。アルキル水銀の中毒症状は、知覚、聴力、言語障害、視野の狭窄、手足の麻痺などの中枢神経障害を起こし死亡する場合もあります。

•一般廃棄物

人の日常生活から排出されるごみやし尿を指します。一般廃棄物のうち、家庭系のものは市町村が処理を行い、事業系のものは事業者の責任で処理するのが原則です。

・上乗せ基準

人の健康を保護し生活環境を保全する上で、自然的社会的条件から判断して、法の基準では十分でないと認められる場合に、都道府県が条例でより厳しい基準を定めるものです。愛知県では、大気汚染及び水質汚濁に上乗せ基準を設定しています。

· S S (浮遊物質量)

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質のことをいいます。無機質のものと有機質のものとがあり、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示しています。

MPN(最確数)

MPNとは、「Most Probable Number」の略で、大腸菌群数の単位として用いられています。大腸菌群数は、測定したい水を培養皿に取って大腸菌を培養し、そのコロニーを数えることで測定します。基準が50MPN/100mL以下の場合、水100mLを培養し、大腸菌のコロニーが50個以下である、という意味です。

力

カドミウム (Cd)

亜鉛鉱石などとともに産出される重金属です。メッキの材料として古くから用いられてきました。大量のカドミウムが長期間わたり体内に入ると慢性中毒となり、肺障害、腎臓障害等を起こします。イタイイタイ病は、カドミウムの慢性中毒といわれています。

•環境基準

行政上の目標であって、公害行政を進めていく上での指針となるものです。環境基準を越えたからといって直ちに健康に悪影響が出るというわけではなく、また、規制基準とは異なり、罰則がかけられたり、改善勧告・命令が出されたりすることもありません。

揮発性有機化合物(VOC)

気体で排出される有機化合物のうち、光化学オキシダント(Ox)及び浮遊粒子状物

質(SPM)の生成の原因とされるものを指します。

• 公害

環境基本法では、「環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう」と定義されています。

サ

• 酸性雨

雨水には大気中の二酸化炭素が溶け込んでおり、清浄な雨水でもpHは5.6程度であるため、pHが5.6より低い雨を酸性雨といいます。酸性雨の主な原因は、工場や自動車等から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物と言われています。

· COD (化学的酸素要求量)

BODと同じように、有機物による水の汚濁の程度を示す指標です。値が大きいほど 汚濁が進んでいることを意味します。微生物により酸化分解される有機物とそうではな いものの区別ができないため、BODとは異なった値を示します。

・自動車排出ガス測定局

自動車排出ガスによる大気汚染を常時監視するための測定局です。自動車排出ガスの 影響が効率的に監視できるよう、道路や交通量の状況を勘案して配置されています。

全シアン

シアン化合物のことをいい、シアン化水素、シアン化カリウム、その他金属化合物があります。これらは体内に入ると呼吸困難を起こし、人が数秒で死ぬほどの猛毒です。 鉱山やメッキ工場などの廃液に含まれています。

タ

TEQ(毒性等価換算濃度)

ダイオキシン類の毒性濃度の単位です。ダイオキシン類は異性体によって毒性が大きく異なるため、最も毒性の強い異性体2,3,7,8-TCDDの毒性を1と換算して評価します。

・DO (溶存酸素量)

水中にとけ込んでいる酸素の量のことをいいます。水が清澄であればあるほどその温度における飽和量に近い量が含まれ、逆に汚水や塩化物イオンを含む水や水温の高い水ほど値は小さくなります。通常河川のDOの値は、冬は高く、夏は低くなります。

等価騒音レベル(Leq)

ある時間内で観測された測定値のパワー平均値のことです。主観的な騒音の大きさと の対応がよく、環境騒音を測定する際に用いられます。

ナ

• 75%水質値

年間の日間平均値を小さいものから順に100個並べた場合、 $0.75 \times n$ 番目(nは日間平均値の全データ数)のデータ値をもって75%水質値とします($0.75 \times n$ が整数でない場合は、端数を切り上げた整数番目の値をとる)。河川のBODや海域のCODが環境基準を達成しているかどうかを判断する場合に使います。

·鉛(Pb)

水道管、ガス管、蓄電池等幅広く使われています。鉛及びその化合物は、皮膚、消化器、呼吸器等を通して吸収され、体内に蓄積して慢性中毒を起こします。ひどくなると強い関節炎や頭痛を伴う血圧上昇、タンパク尿などの症状を示すといわれています。

ハ

ひ素

硫化鉄鉱等の金属硫化鉱物に伴って産出される半金属で、銅や鉛等の精練の際に副産物としても産出されます。ひ素はすべて猛毒であり、吸収されると骨や内臓に沈積して排出されにくく、嘔吐、皮膚の褐黒色化、乾燥性発疹等の症状を示します。

PCB (ポリ塩化ビフェニール)

有機塩素系の非常に安定な化合物で、熱に強く、酸やアルカリに侵されず、絶縁性に優れ水に溶けないという性質を持っており、電機製品の絶縁体、ペンキ、インク、プラスチック加工用とあらゆる分野に使われていました。

• p H

溶液中の水素イオン濃度を示す尺度で、酸性、アルカリ性の度合を示します。 0 から 1 4 で表し、7 が中性、数値が大きくなるほどアルカリ性が強くなります。

• ppm (parts per million)

100万分中のいくつであるかを示す分率。ごく微量の物質を表すのに使われます。例えば、 1 m^3 の大気中に 1 c m^3 の大気汚染物質が含まれる状態を1 p p mと表します。

· BOD (生物化学的酸素要求量)

有機物による水の汚濁の程度を示す指標で、水中の汚濁物質が微生物により酸化分解 される過程で消費される酸素量のことで、単位はmg/Lで表します。BODが高いと、 水に溶けている酸素を微生物が多量に消費し、魚介類に被害を及ぼします。

• 富栄養化

窒素、リン等の栄養物質の含有量が少なく、生物生産性が低い湖沼が長い年月の間に 栄養物質の豊富な湖沼へと次第に変遷していく現象のことをいいます。人間活動により 大量の栄養物質が流入するようになると、急激に進行します。

T

有機リン

有機リン化合物は、毒性の強いものが多く、殺虫剤として使用されています。有機リン系殺虫剤の中には、人間にも有害で、身体についたり吸入したりすると頭痛が起きたり、手足がしびれたり、ひどいときには死に至るものもあるといわれています。

• 要請限度

騒音規制法及び振動規制法では、自動車騒音又は道路交通振動が一定の限度を越えている場合、市町村長は道路管理者に対し道路交通騒音振動防止のため道路の舗装、修繕等の措置をとるべきことを要請するものとしています。

ラ

・六価クロム (Cr⁶⁺)

クロムは、耐蝕性、耐熱性に富む重金属で、メッキ等の原料として用いられています。 六価クロム化合物は激しい刺激性を持ち、浮腫や潰瘍を生じ、ガンの原因にもなります。

令和4年度版(令和3年度) 環境の状況に関する報告書 碧南市役所 碧南市松本町28番地

Tel 0566-95-9900

発行 令和4年10月 編集 経済環境部環境課